

資料編

-目次-

1 関係機関.....	1
1-1 国の機関.....	1
1-2 都の機関.....	3
1-3 区市町村.....	4
1-4 その他の公共機関.....	7
1-5 報道機関一覧.....	11
1-6 災害時支援協定.....	12
2 避難.....	20
2-1 町丁字別人口.....	20
2-2 防災無線設置状況.....	21
2-3 輸送施設と輸送力.....	30
2-4 避難施設.....	32
2-5 防災関係機関等緊急時連絡先.....	36
3 救援.....	38
3-1 救援程度及び方法の基準.....	38
3-2 備蓄物資・調達可能物資.....	43
3-3 輸送拠点一覧.....	48
3-4 大規模救出救助活動拠点.....	50
3-5 災害時臨時離着陸候補地（立川エリア）.....	51
3-6 火葬場一覧.....	51
3-7 動物保護に関する通知.....	52
3-8 安否情報令.....	53
3-9 公用令書等の様式.....	60
4 武力攻撃災害の最小化.....	62
4-1 被災情報の報告様式.....	62
5 赤十字標章等・特殊標章等.....	77
5-1 特殊標章及び身分証明書.....	77
6 その他.....	79
6-1 立川市国民保護協議会条例.....	79

1 関係機関

1-1 国の機関

① 指定行政機関

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁	総務課	千代田区永田町 2-11-1
総務省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課 防災推進室	千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	千代田区霞が関 3-2-2
厚生労働省	社会・援護局総務課	千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	大臣官房食料安全保障課	千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	長官官房参事官室	千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
気象庁	総務部企画課	千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制委員会	長官官房総務課	港区六本木 1-9-9
防衛省	運用企画局事態対処課	新宿区市谷本村町 5-1

引用：内閣府指定平成 24 年 9 月 19 日時点、各省庁ホームページ

② 指定地方行政機関

名称	担当部署	所在地
関東総合通信局	総務課	千代田区九段南 1-2-1 (九段第3合同庁舎 22・23階)
関東財務局	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
東京税関	総務部総務課総務第一係	江東区青海 2-7-11 (東京港湾合同庁舎)
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 (さいたま新都心合同庁舎 1号館 7階)
東京労働局	総務課	千代田区九段南 1-2-1 (九段第3合同庁舎 12・13・14階)
関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2号館)
関東森林管理局	企画調整室	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東経済産業局	総務企画部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 (さいたま新都心合同庁舎 1号館)
関東東北産業保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 (さいたま新都心合同庁舎 1号館 11階)
関東地方整備局	企画部防災課調整第一係	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2号館)
関東運輸局	総務部安全防災 ・危機管理課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 (横浜第2合同庁舎)
東京航空局	総務部国空保安対策課	千代田区九段南 1-1-15 (九段第2合同庁舎)
東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木 1-12
東京管区气象台	総務部総務課	千代田区大手町 1-3-4
第三管区海上保安本部	総務部総務課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
関東地方環境事務所	総務課	さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F
北関東防衛局	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 (さいたま新都心合同庁舎 2号館)

引用：東京都国民保護計画、各局等ホームページ

③ 自衛隊

名称	担当部署	所在地
陸上自衛隊 東部方面総監部	東部方面総監防衛部	東京都練馬区大泉学園町
海上自衛隊 横須賀地方総監部	横須賀地方総監防衛部	神奈川県横須賀市 西逸見町 1 丁目無番地
航空自衛隊 作戦システム運用隊	作戦システム運用隊	東京都福生市大字福生 2552

引用：東京都国民保護計画、各隊ホームページ

1-2 都の機関

名称	担当部署	所在地
東京消防庁第八消防方面本部	防災係	立川市泉町 1156-1
第八消防方面本部消防救助機動部隊	機動総括係	立川市泉町 1156-1
立川消防署	警防課	立川市泉町 1156-1
警視庁立川警察署	警備課	立川市緑町 3233-2
東京都建設局	北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町 2-15-19
東京都建設局	西部公園緑地事務所	武蔵野市御殿山 1-17-59
東京都福祉保健局	多摩立川保健所	立川市羽衣町 2-63
東京都都市整備局	多摩建築指導事務所	立川市錦町 4-6-3
東京都水道局	多摩水道改革推進本部	立川市緑町 6-7
東京都下水道局	流域下水道本部	立川市錦町 1-7-26
東京都総務局	総合防災部	新宿区西新宿 2-8-1
東京都環境局	多摩環境保全事務所	立川市錦町 4-6-3
東京都住宅供給公社	立川支社	立川市曙町 2-34-7

1-3 区市町村

区市町村国民保護担当部局一覧 (1/3)

名称	担当部署	所在地
千代田区	政策経営部災害対策・危機管理課	〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1
中央区	総務部危機管理課	〒104-8404 中央区築地 1-1-1
港区	防災危機管理室	〒105-8511 港区芝公園 1-5-25
新宿区	危機管理担当部危機管理課	〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1
文京区	総務部（危機管理室）危機管理課	〒112-8555 文京区春日 1-16-21
台東区	総務部危機・災害対策課	〒110-8615 台東区東上野 4-5-6
墨田区	都市計画部危機管理担当安全支援課	〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20
江東区	総務部危機管理課	〒135-8383 江東区東陽 4-11-28
品川区	防災まちづくり部防災課	〒140-8715 品川区広町 2-1-36
目黒区	危機管理室生活安全課	〒152-0001 目黒区中央町 1-9-7
大田区	総務部防災危機管理課	〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14
世田谷区	危機管理室災害対策課	〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27
渋谷区	防災課	〒150-8010 渋谷区渋谷 1-18-21
中野区	防災分野	〒164-8501 中野区中野 4-8-1
杉並区	危機管理室危機管理対策課	〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
豊島区	総務部防災危機管理課	〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1
北区	危機管理室危機管理課	〒114-8508 北区王子本町 1-15-22
荒川区	生活安全課	〒116-0002 荒川区荒川 2-25-3
板橋区	危機管理室防災危機管理課	〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1
練馬区	危機管理室危機管理課	〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1
足立区	危機管理部危機管理課	〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1
葛飾区	地域振興部生活安全課	〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1
江戸川区	危機管理室防災危機管理課	〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1

引用：東京都国民保護計画、各区ホームページ

区市町村国民保護担当部局一覧 (2/3)

名称	担当部署	所在地
八王子市	生活安全部防災課	〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1
立川市	市民生活部防災課	〒190-8666 立川市泉町 1156-9
武蔵野市	防災安全部安全対策課	〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28
三鷹市	総務部危機管理担当部防災課	〒181-8555 三鷹市野崎 1-1-1
青梅市	市民安全部防災課	〒198-8701 青梅市東青梅 1-11-1
府中市	行政管理部防災危機管理課	〒183-8703 府中市宮西町 2-24
昭島市	総務部防災課	〒196-8511 昭島市田中町 1-17-1
調布市	総務部総合防災安全課	〒182-8511 調布市小島町 2-35-1
町田市	防災安全部防災課	〒194-8520 町田市森野 2-2-22
小金井市	総務部地域安全課	〒184-8504 小金井市本町 6-6-3
小平市	総務部防災危機管理課	〒187-8701 小平市小川町 2-1333
日野市	総務部防災安全課	〒191-8686 日野市神明 1-12-1
東村山市	環境安全部防災安全課	〒189-8501 東村山市本町 1-2-3
国分寺市	総務部防災安全課	〒185-8501 国分寺市戸倉 1-6-1
国立市	行政管理部防災安全課	〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1
福生市	総務部安全安心まちづくり課	〒197-8501 福生市本町 5
狛江市	総務部安心安全課	〒201-8585 狛江市和泉本町 1-1-5
東大和市	総務部防災安全課	〒207-8585 東大和市中心 3-930
清瀬市	総務部防災防犯課	〒204-8511 清瀬市中里 5-842
東久留米市	環境安全部防災防犯課	〒203-8555 東久留米市本町 3-3-1
武蔵村山市	防災安全課	〒208-8501 武蔵村山市本町 1-1-1
多摩市	総務部防災安全課	〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1
稲城市	稲城市消防本部防災課	〒206-8601 稲城市東長沼 2111
羽村市	市民生活部危機管理課	〒205-8601 羽村市緑ヶ丘 5-2-1
あきる野市	総務部地域防災課	〒197-0814 あきる野市二宮 350
西東京市	危機管理室	〒202-8555 西東京市中町 1-5-1

引用：東京都国民保護計画、各市ホームページ

区市町村国民保護担当部局一覧 (3/3)

名称	担当部署	所在地
瑞穂町	住民部地域課	〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335
日の出町	生活安全安心課	〒190-0192 西多摩郡日の出町大字平井 2780
檜原村	総務課	〒190-0212 西多摩郡檜原村 467-1
奥多摩町	総務課	〒198-0212 西多摩郡奥多摩町氷川 215-6
大島町	防災対策室	〒100-0101 大島町元町 1-1-14
利島村	総務課	〒100-0301 利島村 248
新島村	総務課	〒100-0402 新島村本村 1-1-1
神津島村	総務課	〒100-0601 神津島村 904
三宅村	総務課	〒100-1212 三宅村阿古 497
御蔵島村	総務課	〒100-1301 御蔵島村入かねが沢
八丈町	総務課	〒100-1498 八丈町大賀郷 2551-2
青ヶ島村	総務課	〒100-1701 青ヶ島村無番地
小笠原村	総務課	〒100-2101 小笠原村父島字西町

引用：東京都国民保護計画、各町村ホームページ

1-4 その他の公共機関

① 指定公共機関 (1/3)

種別	名称	担当部署	所在地
医療	独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘 2-5-21
	日本赤十字社	救護・福祉部救護課	東京都港区芝大門 1-1-3
公共的施設	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市 中央区新都心 11-2
	首都高速道路株式会社	保全・交通部 防災対策グループ	東京都千代田区霞ヶ関 1-4-1 (日土地ビル)
	東日本高速道路株式会社	管理事業部 事業統括チーム	東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
	中日本高速道路株式会社	保全サービス事業部 企画統括チーム	愛知県名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル
電気	東京電力ホールディングス株式会社	総務・法務室	東京都千代田区内幸町 1-1-3
	東京電力フュエル&パワー株式会社	防災担当部	東京都千代田区内幸町 1-5-3
	東京電力パワーグリッド株式会社	防災担当部	東京都千代田区内幸町 1-1-3
	東京電力エナジーパートナー株式会社	防災担当部	東京都港区海岸 1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー
	電源開発株式会社	総務部総務グループ	東京都中央区銀座 6-15-1
	日本原子力発電株式会社		東京都千代田区神田美土代町 1-1
ガス	東京瓦斯株式会社	総務部総務グループ	東京都港区海岸 1-5-20
旅客船	オーシャン東九フェリー株式会社		東京都中央区築地 3-11-6 築地スクエアビル 4階
	マルエーフェリー株式会社		鹿児島県奄美市名瀬入船町 8-21
バス	ジェイアールバス関東株式会社	総務部	東京都渋谷区代々木 2-2-2
	小田急バス株式会社	運輸部運行管理課	東京都調布市仙川町 2-19-5
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部運転課	神奈川県平塚市八重咲町 6-18
	京王電鉄バス株式会社	営業部 お客様サービス担当	東京都府中市晴見町 2-22 京王府中晴見ビル
	京成バス株式会社	営業部業務課	千葉県市川市八幡 3-3-1
	京浜急行バス株式会社	総務部総務課	東京都港区高輪 2-20-20
	国際興業株式会社	管理部管理課	東京都中央区八重洲 2-10-3
	西武バス株式会社	管理部管理課	埼玉県所沢市久米 546-1
	東急バス株式会社	総務部総務課	東京都目黒区東山 3-8-1
	東都観光バス株式会社	運輸部運輸課	東京都豊島区西池袋 5-13-13
東武バスセントラル株式会社	運輸統括部業務課	東京都足立区伊興本町 2-9-2	
航空	ANA ウイングス株式会社	総務部	東京都大田区羽田空港 3-3-2
	株式会社AIRDO	総務部	北海道札幌市中央区北1条西2丁目9 オーク札幌ビルディング 8階
	株式会社スターフライヤー	経営企画部事業 企画グループ	福岡県北九州市小倉南区空港北町 6北九州空港スターフライヤー本社ビル
	株式会社ソラシドエア	総務部	宮崎市赤江宮崎空港内
	スカイマーク株式会社	経営企画室	東京都大田区羽田空港 3-5-10 ユーティリティセンタービル 8階
	全日本空輸株式会社	本社総務部	東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター
	日本航空株式会社	本社総務本部	東京都品川区東品川 2-4-11 野村不動産天王洲ビル
日本トランスオーシャン航空株式会社	本社企画部	沖縄県那覇市山下町 3-24	

引用：内閣官房指定公共機関公示、東京都国民保護計画、各団体・企業ホームページ

指定公共機関 (2/3)

種別	名称	担当部署	所在地
鉄道	日本貨物鉄道株式会社	総務部総務グループ	東京都千代田区飯田橋 3-13-1
	東京地下鉄株式会社	鉄道本部 安全・技術部安全課	東京都台東区東上野 3-19-6
	東海旅客鉄道株式会社	総務部総務課 (企画)	愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-4 JRセントラルタワーズ
	東日本旅客鉄道株式会社	総務部危機管理室	東京都渋谷区代々木 2-2-2
	小田急電鉄株式会社	鉄道技術部	東京都新宿区西新宿 1-8-3
	京王電鉄株式会社	鉄道事業本部 計画管理部管理担当	東京都多摩市関戸 1-9-1
	京成電鉄株式会社	鉄道本部計画管理部	千葉県市川市八幡 3-3-1
	京浜急行電鉄株式会社	鉄道本部安全対策担当	東京都港区高輪 2-20-20
	西武鉄道株式会社	鉄道本部計画管理部 管理課	埼玉県所沢市くすのき台 1-11-1
	東京急行電鉄株式会社	鉄道事業本部 安全推進委員会	東京都渋谷区神泉町 8-16 渋谷ファーストプレイス 5F
	東武鉄道株式会社	鉄道事業本部 安全推進部	東京都墨田区押上 1-1-2
海運	井本商運株式会社	営業部	兵庫県神戸市中央区浪花町 59 神戸朝日ビルディング
	川崎近海汽船株式会社	総務部	東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館 25 階
	近海郵船株式会社	総務部総務課	東京都港区芝大門 1-9-9 野村不動産大門ビル 7 階
	栗林商船株式会社	総務部	東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビルディング 3 階
	琉球海運株式会社	東京支店	東京都中央区日本橋 2-15-5 PMO 日本橋 2 丁目 3 階
トラック	佐川急便株式会社	労務運行管理部	京都府京都市南区 上鳥羽角田町 68 番地
	西濃運輸株式会社	営業企画管理室	岐阜県大垣市田口町 1 番地
	日本通運株式会社	作業管理部 広域自動車輸送専任	東京都港区東新橋 1-9-3
	福山通運株式会社	社長室 C S R 推進室	東京都江東区越中島 3-6-15
	ヤマト運輸株式会社	社会貢献部	東京都中央区銀座 2-16-10
電気通信	日本電信電話株式会社	第二部門 災害対策室	東京都千代田区大手町 1-5-1 ファーストスクエアイースタワー
	東日本電信電話株式会社	ネットワーク事業推進部サービス運営部災害対策室	東京都新宿区西新宿 3-19-2
	エヌティティ・コミュニケーションズ株式会社	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部	東京都千代田区内幸町 1-1-6 飯野ビル 2 階 201
	KDDI 株式会社	運用本部運用管理部 統括グループ	東京都新宿区西新宿 2-3-2 KDDI ビル
	ソフトバンク株式会社	総務部	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング
	株式会社 NTT ドコモ	災害対策室	東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 35F
	ソフトバンクモバイル株式会社	コーポレートセキュリティ室	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング

引用：内閣官房指定公共機関公示、東京都国民保護計画、各団体・企業ホームページ

指定公共機関 (3/3)

種別	名称	担当部署	所在地
放送	日本放送協会	報道局気象・災害センター	東京都渋谷区神南 2-2-1
	株式会社テレビ朝日	報道企画部	東京都港区六本木 6-9-1
	株式会社テレビ東京	報道局・総務局	東京都港区六本木 3-2-1
	株式会社TBSテレビ	総務部	東京都港区赤坂 5-3-6
	株式会社フジテレビジョン	報道局	東京都港区台場 2-4-8
	日本テレビ放送網株式会社	報道局ニュース制作部	東京都港区東新橋 1-6-1
	株式会社TBSラジオアンドコミュニケーションズ	経営企画室	東京都港区赤坂 5-3-6
	株式会社日経ラジオ社	編成センター	東京都港区虎ノ門 1-2-8
	株式会社ニッポン放送	編成局報道部	東京都千代田区有楽町 1-9-3
	株式会社文化放送	編成局報道制作部	東京都港区浜松町 1-31
その他	日本銀行	決済機構局 業務継続計画担当	東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
	日本郵便株式会社	社会貢献・CS推進室	東京都千代田区霞が関 1-3-2
災害研究機構	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所	総務部	東京都三鷹市新川 6-38-1
	一般財団法人海上災害防止センター	総務部総務課	神奈川県横浜市西区みなとみらい 4-4-5 横浜アイマークプレイス6階
	国立研究開発法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原 1
	国立研究開発法人産業技術総合研究所	企画本部	東京都千代田区霞が関 1-3-1
	独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込 2-28-8
	国立研究開発法人情報通信研究機構	総務部	東京都小金井市貫井北町 4-2-1
	国立研究開発法人森林研究・整備機構	総務部総務課	茨城県つくば市松の里 1
	国立研究開発法人水産研究・教育機構	総務部	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3 クイーンズタワーB15F
	国立研究開発法人土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原 1-6
	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	総務部	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765-1
	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	総合企画調整部 企画調整室	茨城県つくば市観音台 3-1-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	基盤技術センター安全施設部安全対策課	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	

引用：内閣官房指定公共機関公示、東京都国民保護計画、各団体・企業ホームページ

② 指定地方公共機関

種別	名称	担当部署	所在地
医療	公益財団法人献血供給事業団	供給部	新宿区若松町 12-2
	公益社団法人東京都医師会	総務課	千代田区神田駿河台 2-5
	公益社団法人東京都歯科医師会	総務課	千代田区九段北 4-1-20
	公益社団法人東京都獣医師会	事務局	港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階
	公益財団法人東京都保健医療公社	総務課	東京都千代田区神田駿河台 2-5 東京都医師会館 3 階
	公益社団法人東京都薬剤師会	事務局職能対策課	千代田区神田錦町 1-21
道路	公益財団法人東京都道路公社	総務部総務課	新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 20 階
ガス供給	昭島ガス株式会社	総務課	昭島市もくせいの杜 1-1-1
	青梅ガス株式会社	供給部	青梅市新町 8-8-13
	大東ガス株式会社	供給部保安課	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字西 1081-1
	一般社団法人東京都エール・ガス協会	事務局	新宿区新宿 1-36-4 丁子屋ビル 4 階
	武陽ガス株式会社	総務部総務課	福生市本町 17-1
旅客船	小笠原海運株式会社	運航部	港区芝浦 3-7-9DKビル 8 階
	伊豆諸島開発株式会社	業務部業務課	港区海岸 3 丁目 6-43
	神新汽船株式会社	総務部	港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー 5 階
	東海汽船株式会社	総務部	港区海岸 1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー 5 階
バス・タクシー	一般社団法人東京バス協会	業務第 2 部	渋谷区初台 1-34-14 初台 TN ビル 1 階
	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	総務部	千代田区九段南 4-8-13 自動車会館 6 階
	一般社団法人東京都個人タクシー協会	事務局管理課	豊島区南大塚 1-2-12 日個連会館 5 階
航空	新中央航空株式会社	総務部	茨城県竜ヶ崎市長半田町 3177
	東邦航空株式会社	総務部	江東区新木場 4-7-51 東京エアポート内
鉄道	首都圏新都市鉄道株式会社	運輸部運輸管理課	台東区小島 2-21-18 小島ビル 4 F
	多摩都市モノレール株式会社	総務部総務課	立川市泉町 1078 番 92
	東京モノレール株式会社	総務部総務課	港区浜松町二丁目 4 番 12 号
	東京臨海高速鉄道株式会社	総務部総務課	江東区青海 1-2-1
	北総鉄道株式会社	企画室	千葉県鎌ヶ谷市新新鎌ヶ谷 4-2-3
	株式会社ゆりかもめ	総務部総務課	江東区有明 3-13-1
海運	伊豆七島海運株式会社	業務部港	区海岸 3 丁目 6-43
	株式会社共勝丸	東京営業所	中央区勝どき 5-12-9
	新島物産株式会社	運輸部	江東区東陽 3-26-26
陸運	東京都庁輸送事業協同組合	事務局	新宿区新宿 4-3-15
	一般社団法人東京都トラック協会	総務部企画課	新宿区四谷 3-1-8
放送	株式会社 InterFM	編成制作部	東京都品川区東品川 1-3-3 テレビ東京天王洲スタジオ 7 階
	株式会社エフエム東京	報道・情報センター	千代田区麴町 1-7
	株式会社 J-WAVE	編成局	港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 33F
	東京エフエムテレビジョン株式会社	編成局報道政策部	千代田区麴町 1-12

引用：内閣官房指定公共機関公示、東京都国民保護計画、各団体・企業ホームページ

1-5 報道機関一覧

名称	担当部署	所在地
朝日新聞	立川支局	立川市曙町 2-38-5
毎日新聞	多摩総局	立川市錦町 1-1-24
東京新聞	立川支局	立川市曙町 1-13-11
読売新聞	立川支局	立川市曙町 1-27-10
産経新聞	多摩支局	立川市曙町 2-31-15 日住金立川ビル 3 階
日本放送協会 (NHK)	多摩報道室	立川市曙町 2-22-20
共同通信	立川支局	立川市柴崎町 2-3-7
日本経済新聞	多摩支局	立川市富士見町 6-63-3
時事通信社	立川支局	立川市曙町 2-9-1
TBSテレビ		立川市幸町 4-47-72
日本テレビ (NTV)		八王子市本町 24-8
テレビ朝日	多摩支局	国立市富士見台 2-3-2
フジテレビ		立川市錦町 1-10-25
日刊工業新聞		西東京立川市曙町 2-38-5
東京メトロポリタンテレビジョン	多摩ニュースセンター支局	立川市錦町 1-10-25
J-COM東京	西エリア局	小金井市梶野町 4-5-1

1-6 災害時支援協定

① 他自治体との相互応援

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	相互応援の内容
1	姉妹都市相互支援協定書	平成7(1995)年 4月17日	長野県大町市	救助・救護活動、消防・給水活動、児童・生徒の一時入学及び被災者の受入業務、救援物資調達等
2	震災時等の相互応援に関する協定書	平成8(1996)年 3月1日	(当時) 東京都27市3町1村	生活必需物資、医薬品・資機材の提供、車両等の提供、職員の派遣、被災者の一時受入、ボランティアの斡旋等
3	避難所施設利用に関する協定書	平成8(1996)年 7月19日 ※立川国際中等教育学校は、平成25(2013)年9月20日	都立砂川高校、 都立立川高校、 都立立川国際中等教育学校	避難所としての施設利用
4	避難所施設利用に関する協定書	平成8(1996)年 9月13日	都立立川ろう学校	避難所としての施設利用
5	災害時における相互応援に関する協定書	平成8(1996)年 10月16日	埼玉県さいたま市	食糧・飲料水及び生活必需物資等の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、救急・救助活動に必要な車両その他の提供、救急・救助及び応急復旧に必要な職員の応援、被災者及び被災児童・生徒その他の一時受入等
6	大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書 (甲州街道サミット参加12市)	平成8(1996)年 11月27日 改定 平成28(2016)年 3月31日	八王子市 府中市、調布市 日野市、国立市 甲府市、諏訪市 山梨市、大月市 韮崎市、茅野市	生活必需物資、医薬品・資機材の提供、車両等の提供、職員の派遣、被災者の一時受入、ボランティアの斡旋等
7	災害時の避難場所相互利用に関する協定書	平成12(2000)年 3月1日	国分寺市 武蔵村山市 東大和市 国立市 小平市 昭島市	指定避難場所の相互利用
8	災害時の情報交換に関する協定書	平成23(2011)年 6月9日	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	相互応援の内容
9	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成 23 (2011) 年 7 月 1 日	東京都下水道局流域 下水道本部	し尿の搬入・受入
10	災害時における相互応援に関する協定書	平成 24 (2012) 年 7 月 17 日	愛知県額田郡幸田町	食糧・飲料水及び生活必需物資等の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧、救急・救助活動に必要な車両その他の提供、救急・救助及び応急復旧に必要な職員の応援、被災者及び被災児童・生徒その他の一時受入等
11	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定書	平成 29 (2017) 年 3 月 31 日 改定 平成 30 (2018) 年 10 月 29 日	東京都下水道局 東京都 25 市 3 町 1 村 東京都都市づくり公社 下水道メンテナンス 協同組合	下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援
12	災害時の支援等に関する協定書	平成 29 (2017) 年 5 月 16 日	財務省関東財務局 財務省関東財務局東京財務事務所立川出張所	一時滞在施設としての受入、利用可能な未利用国有地の無償提供、震災対応業務に係る職員派遣、訓練実施の協力等
13	災害時におけるり災証明書発行に関する協定書	平成 30 (2018) 年 3 月 28 日	東京消防庁立川消防署	災害時における火災被害に係るり災証明書の発行支援

*多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定（東京都、23 市、2 町、平成 14 (2002) 年 4 月 1 日締結）は省略

参考：立川市地域防災計画資料編

② 民間団体との協定

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	相互応援の内容
1	災害応急用米穀調達に関する協定書	昭和 53 (1978) 年 10 月 26 日	立川市米穀販売同業組合	米穀の提供
2	災害応急用調整粉乳調達に関する協定書	昭和 55 (1980) 年 12 月 23 日	森永乳業 (株)	調整粉乳の調達
3	災害時における相互協力に関する協定書	平成 10 (1998) 年 3 月 30 日	立川郵便局	車両、施設等の提供、情報の相互提供
4	災害時における緊急輸送業務に関する協定書	平成 12 (2000) 年 3 月 1 日	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部	輸送用車両及び運転手の提供
5	災害時における緊急輸送業務に関する協定書	平成 12 (2000) 年 3 月 1 日	(社) 東京都トラック協会多摩支部	輸送用車両及び運転手の提供
6	災害時における応急対策の協力に関する協定書	平成 12 (2000) 年 3 月 1 日	立川市接骨師会	傷病者に対する応急救護の実施。 これに関する衛生材料の提供及び 労務の提供
7	災害発生時等における燃料等の優先供給に関する協定書	平成 13 (2001) 年 12 月 21 日	東京都石油商業組合多摩支部	燃料等の優先的な供給
8	災害時における立川商工会議所の協力に関する協定書	平成 15 (2003) 年 8 月 14 日	立川商工会議所	道路啓開等の道路及び下水道等の被害に対する応急措置 倒壊家屋等からの生存者を救出する業務 救援物資の提供及び搬送 浴場利用等のサービス提供 被害状況等の情報提供
9	災害時における立川市商店街振興組合連合会の協力に関する協定書	平成 15 (2003) 年 8 月 14 日	立川市商店街振興組合連合会	避難所の応急炊出し活動 避難所への緊急物資の提供及び搬送 被害状況等の情報提供
10	災害時における食糧の供給に関する協定書	平成 15 (2003) 年 11 月 13 日	立川給食 (株)	食糧の供給

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	相互応援の内容
11	災害時における食糧の供給に関する協定書	平成 15 (2003) 年 11 月 13 日	シントミフーズ株式会社	食糧の供給
12	災害時医療救護活動に関する協定書	平成 16 (2004) 年 4 月 1 日	立川市三師会災害医療センター	医療救護活動の協力
13	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成 16 (2004) 年 6 月 1 日	(株)高島屋立川店	食糧品及び日用品等の供給
14	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成 16 (2004) 年 6 月 1 日	ジェイアール東日本商業開発(株)	食糧品及び日用品等の供給
15	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成 16 (2004) 年 6 月 1 日	(株)三越伊勢丹伊勢丹立川店	食糧品及び日用品等の供給
16	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成 16 (2004) 年 6 月 1 日	(株)いなげや	食糧品及び日用品等の供給
17	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成 16 (2004) 年 6 月 1 日	(株)ルミネ立川店	食糧品及び日用品等の供給
18	災害時における衛生活動(理容)に関する協定書	平成 19 (2007) 年 12 月 20 日	東京都理容生活衛生同業組合	衛生活動(理容)
19	災害時における飲料の提供及び情報配信に関する協定書	平成 20 (2008) 年 3 月 6 日	(株)ジャパンビバレッジ	飲料の提供及び情報配信
20	災害時等の応急活動の協力に関する協定書	平成 20 (2008) 年 3 月 25 日	立川市建設業四団体連合会	応急活動

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	相互応援の内容
21	災害時における消防救助活動の支援に関する協定書	平成 20 (2008) 年 3 月 25 日	立川消友会	消防救助活動
22	災害時におけるボランティア活動等の支援に関する協定書	平成 20 (2008) 年 3 月 31 日	社会福祉法人 立川市社会福祉協議会	ボランティア活動等の支援
23	災害時等の災害防災情報放送業務に関する協定書	平成 20 (2008) 年 6 月 23 日	エフエムラジオ立川(株)	市民への情報提供
24	災害時における自転車の提供に関する協定書	平成 22 (2010) 年 9 月 1 日	西武造園(株)・(株)プリンスホテル共同 体 (H24.4.1 変更)	自転車の提供
25	災害時等における車両等障害物除去応急対応策活動に関する協定書	平成 23 (2011) 年 2 月 1 日	(社) 東京都自動車整備振興会立川支部	放置車両等の移動
26	災害時における乳幼児避難者等の緊急受入に関する協定書 (西砂保育園)	平成 23 (2011) 年 4 月 1 日	社会福祉法人 高峰福祉会	乳幼児避難者等の緊急受入
27	災害時における農産物等の供給及び農地の使用に関する協定書	平成 23 (2011) 年 5 月 11 日	立川農業振興会議	農産物の供給、農地の使用
28	災害時の応急活動の協力に関する協定書	平成 24 (2012) 年 3 月 29 日	東京土建一般労働組合多摩西部支部	応急活動
29	災害時における動物救護活動に関する協定書	平成 24 (2012) 年 8 月 6 日	東京都獣医師会多摩西支部	動物救護活動
30	災害時における飲料水の提供に関する協定書	平成 25 (2013) 年 2 月 1 日	(株) アクア	飲料水の提供

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	相互応援の内容
31	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成 25 (2013) 年 3 月 25 日	アルレッサ株式会社 株式会社スズケン 東邦薬品株式会社 株式会社メイセイ	医薬品の供給
32	災害時における食糧の供給に関する協定書	平成 25 (2013) 年 4 月 1 日	株式会社立川スク ールランチサービ ス	食糧の供給
33	災害時における協力に関する協定書	平成 25 (2013) 年 5 月 31 日	全日本冠婚葬祭互 助協会	遺体の安置・搬送等に関する業務
34	災害時における協力に関する協定書	平成 25 (2013) 年 7 月 1 日	東京多摩葬祭業協 同組合	遺体の安置・搬送等に関する業務
35	災害時における廃棄物処理等に関する協定書	平成 25 (2013) 年 11 月 1 日	廃棄物処理委託業 者 (8 社)	廃棄物処理
36	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定書	平成 26 (2014) 年 12 月 9 日	IKEA 立川	食糧品及び日用品等の供給
37	災害時における応急対策の協力に関する協定書	平成 27 (2015) 年 2 月 13 日	三和シャッター工 業株式会社	公共建築物等のシャッター・ドア等の緊急点検及び緊急修繕
38	災害時における乳幼児避難者等の緊急受入に関する協定書 (見影橋保育園)	平成 27 (2015) 年 3 月 1 日	社会福祉法人和の 会	乳幼児避難者等の緊急受入
39	災害時における復旧支援に関する協定	平成 27 (2015) 年 3 月 27 日	公益社団法人日本 下水道管路管理業 協会	下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援
40	災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定書	平成 27 (2015) 年 5 月 1 日	公益社団法人東京 都宅地建物取引業 協会立川支部	被災者への民間賃貸住宅に関する情報提供等

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	相互応援の内容
41	避難誘導標識設置に関する基本協定書	平成 27 (2015) 年 12 月 1 日	特定非営利活動法人都市環境標識協会	帰宅困難者対策としての避難誘導標識の設置における基本合意
42	災害時における畳の提供に関する協定書	平成 27 (2015) 年 12 月 8 日	「5 日で 5000 枚の約束。」プロジェクト実行委員会	避難所等への畳の無償提供
43	地域貢献型広告に関する協定書	平成 27 (2015) 年 12 月 8 日	東電タウンプランニング株式会社多摩総支社	電柱広告への防災情報等の記載
44	緊急速報発信ツール等の活用及びガスの安全に関わる事象の情報提供に関する協定書	平成 28 (2016) 年 1 月 25 日	東京ガス株式会社多摩支店	市の情報発信ツールを用いての情報発信及び東京ガス株式会社多摩支店からの情報提供
45	災害時における放送等に関する協定書	平成 28 (2016) 年 2 月 1 日	株式会社ジェイコム多摩	災害時の情報提供及び放送の要請
46	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成 28 (2016) 年 2 月 1 日	酒井薬品株式会社	医薬品の供給
47	災害時における物資供給に関する協定書	平成 28 (2016) 年 3 月 1 日	株式会社マツモトキヨシ	食糧品及び日用品等の供給
48	災害時における日用品等の供給に関する協定書	平成 28 (2016) 年 3 月 25 日	株式会社ファーストリテイリング	日用品等の供給
49	災害時における支援協力に関する協定書	平成 28 (2016) 年 3 月 31 日	三井不動産株式会社	援助物資の一時集積場所の提供
50	災害時における乳幼児避難者等の緊急受入に関する協定書（江の島保育園）	平成 28 (2016) 年 4 月 1 日	社会福祉法人童愛会	乳幼児避難者等の緊急受入
51	行政告知放送の再送信に関する協定書	平成 29 (2017) 年 1 月 18 日	株式会社ジェイコム多摩	行政告知放送の再送信

番号	協定等の名称	締結年月日	協定相手	相互応援の内容
52	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	平成 29 (2017) 年 2 月 1 日	市内社会福祉法人	要配慮者等の受入 備蓄品の提供 支援物資提供拠点としての場所提供 応急・復旧に必要な応援職員の派遣 等
53	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	平成 29 (2017) 年 5 月 1 日	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給
54	災害時の応急救護活動における妊産婦及び乳児ケアに関する協定書	平成 29 (2017) 年 9 月 1 日	公益社団法人 東京都助産師会北 多摩第一分会	妊産婦及び乳児に対するケア支援 及び応急救護活動
55	災害時における緊急物資輸送及び物資配送等拠点の運営に関する協定書	平成 29 (2017) 年 9 月 29 日	ヤマト運輸株式会 社西東京主管支店	避難所等への救援物資の配送 物資配送等拠点の運営 救援物資の一時保管のための倉庫 施設の貸借 物資配送等拠点の運営に必要な資 機材の提供
56	災害時における災害活動等の支援に関する協定書	平成 30 (2018) 年 2 月 20 日	医療法人社団 東京石心会	高齢者避難者等の受入 車両の提供 支援物資提供拠点としての場所提 供
57	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書	平成 30 (2018) 年 4 月 25 日	特定非営利活動法 人クライシスマッ パーズ・ジャパン	無人航空機による被災状況の調査 無人航空機により撮影した情報の 提供 調査により把握した被災状況を反 映した地図の作成 等
58	災害時における災害活動等の支援	平成 30 (2018) 年 7 月 1 日	株式会社こたつ生 活介護	要配慮者等の受け入れ 車両の提供 支援物資提供拠点としての場所提 供 等
59	災害時における災害活動等の支援	平成 30 (2018) 年 7 月 17 日	株式会社ハーフ・ センチュリー・モ ア	要配慮者等の受け入れ 車両の提供 支援物資提供拠点としての場所提 供 等

2 避難

2-1 町丁字別人口

町名	世帯数	人口			町名	世帯数	人口		
		男	女	計			男	女	計
富士見町1丁目	1,985	1,863	2,034	3,897	若葉町1丁目	2,197	2,175	2,465	4,640
富士見町2丁目	1,619	1,477	1,499	2,976	若葉町2丁目	867	1,008	1,117	2,125
富士見町3丁目	417	459	433	892	若葉町3丁目	911	1,123	1,129	2,252
富士見町4丁目	920	958	867	1,825	若葉町4丁目	1,705	1,444	1,618	3,062
富士見町5丁目	722	680	715	1,395	小計	5,680	5,750	6,329	12,079
富士見町6丁目	2,630	2,419	2,557	4,976	幸町1丁目	525	548	565	1,113
富士見町7丁目	1,532	1,704	1,777	3,481	幸町2丁目	1,338	1,307	1,486	2,793
小計	9,825	9,560	9,882	19,442	幸町3丁目	627	707	690	1,397
柴崎町1丁目	1,092	1,165	1,128	2,293	幸町4丁目	1,825	1,869	1,880	3,749
柴崎町2丁目	1,370	1,174	1,245	2,419	幸町5丁目	1,472	1,513	1,534	3,047
柴崎町3丁目	883	779	775	1,554	幸町6丁目	602	657	652	1,309
柴崎町4丁目	1,033	1,047	1,046	2,093	小計	6,389	6,601	6,807	13,408
柴崎町5丁目	489	547	542	1,089	柏町1丁目	1,001	973	1,085	2,058
柴崎町6丁目	353	396	395	791	柏町2丁目	419	497	480	977
小計	5,220	5,108	5,131	10,239	柏町3丁目	778	808	742	1,550
錦町1丁目	3,147	2,742	2,353	5,095	柏町4丁目	2,037	1,971	2,180	4,151
錦町2丁目	1,375	1,197	1,172	2,369	柏町5丁目	343	298	427	725
錦町3丁目	1,112	952	1,020	1,972	小計	4,578	4,547	4,914	9,461
錦町4丁目	577	550	548	1,098	泉町	563	723	732	1,455
錦町5丁目	1,072	1,171	1,210	2,381	上砂町1丁目	1,685	1,486	1,946	3,432
錦町6丁目	2,345	2,208	2,280	4,488	上砂町2丁目	350	415	405	820
小計	9,628	8,820	8,583	17,403	上砂町3丁目	702	821	844	1,665
羽衣町1丁目	1,689	1,506	1,579	3,085	上砂町4丁目	322	357	345	702
羽衣町2丁目	2,359	2,221	2,261	4,482	上砂町5丁目	2,057	2,129	2,237	4,366
羽衣町3丁目	943	837	890	1,727	上砂町6丁目	0	0	0	0
小計	4,991	4,564	4,730	9,294	上砂町7丁目	0	0	0	0
曙町1丁目	2,136	1,981	1,896	3,877	小計	5,116	5,208	5,777	10,985
曙町2丁目	1,572	1,471	1,501	2,972	一番町1丁目	1,196	1,335	1,269	2,604
曙町3丁目	2,772	2,591	2,542	5,133	一番町2丁目	950	1,089	1,050	2,139
小計	6,480	6,043	5,939	11,982	一番町3丁目	435	500	515	1,015
高松町1丁目	1,819	1,862	1,701	3,563	一番町4丁目	1,081	1,210	1,185	2,395
高松町2丁目	2,543	2,204	1,999	4,203	一番町5丁目	1,014	905	1,025	1,930
高松町3丁目	2,084	1,772	1,584	3,356	一番町6丁目	1,359	1,561	1,580	3,141
小計	6,446	5,838	5,284	11,122	小計	6,035	6,600	6,624	13,224
砂川町1丁目	525	638	612	1,250	西砂町1丁目	854	1,078	1,056	2,134
砂川町2丁目	837	987	1,030	2,017	西砂町2丁目	854	1,026	1,033	2,059
砂川町3丁目	541	617	547	1,164	西砂町3丁目	438	568	553	1,121
砂川町4丁目	1,022	1,285	1,227	2,512	西砂町4丁目	250	314	288	602
砂川町5丁目	414	464	476	940	西砂町5丁目	1,091	1,315	1,261	2,576
砂川町6丁目	839	944	987	1,931	西砂町6丁目	664	823	787	1,610
砂川町7丁目	1,246	1,433	1,418	2,851	西砂町7丁目	20	18	23	41
砂川町8丁目	1,862	2,138	2,009	4,147	小計	4,171	5,142	5,001	10,143
小計	7,286	8,506	8,306	16,812					
緑町	1,326	1,451	1,093	2,544	立川市計	89,838	90,946	91,712	182,658
栄町1丁目	983	1,081	916	1,997	※参考				
栄町2丁目	949	1,179	1,217	2,396	日本人	世帯数	男	女	計
栄町3丁目	639	691	757	1,448		87,861	89,058	89,486	178,544
栄町4丁目	1,200	1,202	1,152	2,354					
栄町5丁目	1,639	1,600	1,764	3,364	外国人	世帯数	男	女	計
栄町6丁目	694	732	774	1,506		1,977	1,888	2,226	4,114
小計	6,104	6,485	6,580	13,065					

資料：住民基本台帳（平成30年1月現在）

2-2 防災無線設置状況

① 立川市固定（同報）系防災行政無線 子局設置場所（1/3）

No.	名称	所在地			
		町	丁目	番	号
1	リサイクルセンター	西砂	4	77	1
2	西砂北第二公園	西砂	5	56	15
3	消防団第一分団詰所	西砂	3	63	3
4	西砂小学校	西砂	2	34	2
5	第七中学校	西砂	6	28	3
6	西砂地域センター	西砂	6	12	10
7	殿ヶ谷北公園	一番	6	22	48
8	松中橋北公園	一番	2	31	33
9	松中小学校	一番	5	8	5
10	障害児通所訓練施設南	一番	4	7	15
11	天王橋南公園	一番	1	16	25
12	一番町北住宅	一番	4	62	3
13	第五中学校	上砂	3	27	1
14	大山小学校	上砂	1	5	33
15	第九小学校	上砂	2	18	1
16	上水水源	上砂	4	32	
17	上砂五西公園	上砂	5	59	5
18	上砂川小学校	上砂	5	12	2
19	上砂五東第二公園	上砂	5	6	6
20	立川消防署砂川出張所	砂川	3	43	4
21	砂川四公園	砂川	4	27	17
22	流泉寺	砂川	2	45	
23	砂川八公園	砂川	8	19	5
24	砂川七公園	砂川	7	15	13
25	砂川五番北第一公園	砂川	6	36	12
26	砂川学習館	砂川	1	52	7
27	柏保育園	柏	3	52	9
28	第十小学校	柏	1	31	1
29	柏小学校	柏	4	8	4
30	柏四北公園	柏	4	65	9
31	第六中学校	泉		786	16
32	第八小学校	幸	2	1	1
33	消防団第八分団詰所	幸	2	39	7
34	(株)サンキョー駐車場	幸	1	35	
35	幸小学校	幸	5	68	1

出典：立川市地域防災計画資料編

立川市固定（同報）系防災行政無線 子局設置場所（2/3）

No.	名称	所在地			
		町	丁目	番	号
3 6	第四中学校	幸	5	49	1
3 7	幸学童保育所	幸	4	52	3
3 8	幸三公園	幸	3	24	11
3 9	旧けやき台小学校	若葉	1	13	1
4 0	若葉台小学校	若葉	4	24	1
4 1	第九中学校	若葉	3	19	5
4 2	若葉児童館	若葉	4	25	114
4 3	若葉公園	若葉	1	27	1
4 4	東栄公園	栄	5	9	
4 5	南部公園	栄	4	32	
4 6	栄緑地	栄	3	44	
4 7	南砂小学校	栄	2	2	1
4 8	栄むつみ公園	栄	1	10	9
4 9	第五小学校	高松	1	12	25
5 0	高松三南公園	高松	3	26	6
5 1	高松児童館	高松	2	25	26
5 2	プラザシティ立川1号棟屋上	曙	1	32	42
5 3	ルミネ屋上	曙	2	1	1
5 4	第二中学校	曙	2	29	46
5 5	第二小学校	曙	3	23	1
5 6	曙三第二公園北	曙	3	9	4
5 7	第六小学校	羽衣	2	29	22
5 8	第三中学校	羽衣	3	25	6
5 9	錦第二公園	錦	1	5	13
6 0	第三小学校	錦	3	4	1
6 1	市営錦町住宅2号棟	錦	4	10	20
6 2	錦六東公園	錦	6	17	2
6 3	立川公園	錦	6	29	
6 4	第七小学校	錦	5	6	43
6 5	錦二南公園	錦	2	8	15
6 6	ルミエールコムロビル	柴崎	3	7	5
6 7	柴崎四公園	柴崎	4	2	2
6 8	第一小学校	柴崎	2	20	3
6 9	諏訪の森広場	柴崎	2	15	8
7 0	第一中学校	柴崎	1	3	4

出典：立川市地域防災計画資料編

立川市固定（同報）系防災行政無線 子局設置場所（3/3）

No.	名称	所在地			
		町	丁目	番	号
7 1	柴崎四西公園	柴崎	4	19	5
7 2	柴崎福社会館	柴崎	5	11	26
7 3	第四小学校	富士見	4	4	1
7 4	富士見一北公園	富士見	1	13	6
7 5	東京都農林総合研究センター	富士見	3	8	1
7 6	新生小学校	富士見	6	69	1
7 7	第八中学校	富士見	7	24	1
7 8	旧多摩川小学校	富士見	6	46	1
7 9	市役所	泉		1156	9
8 0	立川駅北口[文字表示板]	曙	2	1	1
8 1	立川駅南口[文字表示板]	柴崎	3	2	1

出典：立川市地域防災計画資料編

② 立川市地域系デジタル防災行政無線 呼出番号 (1/6)

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
110	立川警察署	立川市緑町3233-2	半固定型
111	東京電力パワーグリッド	立川市緑町6-6	半固定型
112	東京ガス	立川市曙町3-6-13	半固定型
113	NTT	立川市錦町4-12-6	半固定型
115	立川郵便局	立川市曙町2-14-36	半固定型
116	多摩立川保健所	立川市柴崎町2-21-19 (平成32年5月までは立川市羽衣町2-63)	半固定型
117	北多摩北部建設事務所	立川市柴崎町2-15-19	半固定型
119	立川消防署	立川市泉町1156-1	半固定型
119#1	立川消防署 遠隔	立川市泉町1156-1	半固定局遠隔制御装置
120	立川消防署錦町出張所	立川市錦町3-6-18	半固定型
121	立川消防署砂川出張所	立川市砂川町3-43-4	半固定型
122	消防署 携帯	立川市泉町1156-1	携帯型
131	災害医療センター	立川市緑町3256	半固定型
131#1	災害医療センター遠隔	立川市緑町3256	半固定局遠隔制御装置
132	立川病院	立川市錦町4-2-22	半固定型
132#1	立川病院	立川市錦町4-2-22	半固定局遠隔制御装置
133	立川中央病院	立川市柴崎町2-17-14	半固定型
133#1	立川中央病院 遠隔	立川市柴崎町2-17-14	半固定局遠隔制御装置
134	川野病院	立川市錦町1-7-5	半固定型
134#1	川野病院 遠隔	立川市錦町1-7-5	半固定局遠隔制御装置
135	立川相互病院	立川市緑町4-1	半固定型
135#1	立川相互病院 遠隔	立川市緑町4-1	半固定局遠隔制御装置
136	医師会	立川市錦町1-8-9	半固定型
137	歯科医師会	立川市錦町1-2-4	半固定型
138	薬剤師会	立川市柴崎町3-5-11-301	半固定型
141	社会福祉協議会	立川市富士見町2-36-47	半固定型
142	聖苑組合	立川市羽衣町3-20-18	半固定型
151	JR立川駅	立川市曙町2	半固定型
152	多摩都市モノレール	立川市泉町1078-92	半固定型
153	西武鉄道玉川上水駅	立川市幸町6-36-1	半固定型
154	立川バス	立川市高松町2-27-27	半固定型
155	西武バス	立川市高松町2-38-9	半固定型
161	ジェイコム多摩	立川市栄町6-1-1立飛ビル6号館別館	半固定型
162	FMたちかわ	立川市曙町2-9-1菊屋ビル9階	半固定型
171	自治大学校	立川市緑町10-1	半固定型
172	昭和記念公園	立川市緑町3173	半固定型
172#1	昭和記念公園 遠隔	立川市緑町3173	半固定局遠隔制御装置
173	昭和記念公園 携帯	立川市緑町3173	携帯型

出典：立川市地域防災計画資料編

立川市地域系デジタル防災行政無線 呼出番号 (2/6)

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
201	防災課	立川市泉町1156-9	半固定型
202	防災課 遠隔	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
210	市長 車載	立川市泉町1156-9	車載型
211	指揮車	立川市泉町1156-9	車載型
212	生活安全課 車載	立川市泉町1156-9	車載型
221	携帯1	立川市泉町1156-9	携帯型
222	携帯2	立川市泉町1156-9	携帯型
223	携帯3	立川市泉町1156-9	携帯型
224	携帯4	立川市泉町1156-9	携帯型
225	携帯5	立川市泉町1156-9	携帯型
226	携帯6	立川市泉町1156-9	携帯型
227	携帯7	立川市泉町1156-9	携帯型
228	携帯8	立川市泉町1156-9	携帯型
229	携帯9	立川市泉町1156-9	携帯型
230	携帯10	立川市泉町1156-9	携帯型
231	携帯11	立川市泉町1156-9	携帯型
232	携帯12	立川市泉町1156-9	携帯型
233	携帯13	立川市泉町1156-9	携帯型
234	携帯14	立川市泉町1156-9	携帯型
235	携帯15	立川市泉町1156-9	携帯型
236	携帯16	立川市泉町1156-9	携帯型
237	携帯17	立川市泉町1156-9	携帯型
238	携帯18	立川市泉町1156-9	携帯型
239	携帯19	立川市泉町1156-9	携帯型
240	携帯20	立川市泉町1156-9	携帯型
241	携帯21	立川市泉町1156-9	携帯型
242	携帯22	立川市泉町1156-9	携帯型
243	携帯23	立川市泉町1156-9	携帯型
244	携帯24	立川市泉町1156-9	携帯型
245	携帯25	立川市泉町1156-9	携帯型
246	携帯26	立川市泉町1156-9	携帯型
247	携帯27	立川市泉町1156-9	携帯型
248	携帯28	立川市泉町1156-9	携帯型
249	携帯29	立川市泉町1156-9	携帯型
250	携帯30	立川市泉町1156-9	携帯型
251	携帯31	立川市泉町1156-9	携帯型
252	携帯32	立川市泉町1156-9	携帯型
253	携帯33	立川市泉町1156-9	携帯型
254	携帯34	立川市泉町1156-9	携帯型
255	携帯35	立川市泉町1156-9	携帯型
256	携帯36	立川市泉町1156-9	携帯型
257	携帯37	立川市泉町1156-9	携帯型
258	携帯38	立川市泉町1156-9	携帯型
259	携帯39	立川市泉町1156-9	携帯型
260	携帯40	立川市泉町1156-9	携帯型
261	携帯41	立川市泉町1156-9	携帯型
262	携帯42	立川市泉町1156-9	携帯型
263	携帯43	立川市泉町1156-9	携帯型
264	携帯44	立川市泉町1156-9	携帯型
265	携帯45	立川市泉町1156-9	携帯型

立川市地域系デジタル防災行政無線 呼出番号 (3/6)

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
311	消防団第一分団	立川市西砂川3-68-3	半固定型
312	消防団第二分団	立川市西砂川1-60-6	半固定型
313	消防団第三分団	立川市一番町3-6-13	半固定型
314	消防団第四分団	立川市上砂町3-61-6	半固定型
315	消防団第五分団	立川市砂川町4-19-13	半固定型
316	消防団第六分団	立川市柏町3-40-9	半固定型
317	消防団第七分団	立川市栄町2-41-5	半固定型
318	消防団第八分団	立川市幸町2-39-7	半固定型
319	消防団第九分団	立川市幸町3-33-7	半固定型
320	消防団第十分団	立川市若葉町2-9-32	半固定型
321	消防団第一分団 車載	立川市西砂町3-68-3	車載型
322	消防団第二分団 車載	立川市西砂町1-60-6	車載型
323	消防団第三分団 車載	立川市一番町3-6-13	車載型
324	消防団第四分団 車載	立川市上砂町3-61-6	車載型
325	消防団第五分団 車載	立川市砂川町4-19-13	車載型
326	消防団第六分団 車載	立川市柏町3-40-9	車載型
327	消防団第七分団 車載	立川市栄町2-41-5	車載型
328	消防団第八分団 車載	立川市幸町2-39-7	車載型
329	消防団第九分団 車載	立川市幸町3-33-7	車載型
330	消防団第十分団 車載	立川市若葉町2-9-32	車載型
331	消防団第一分団 携帯	立川市西砂町3-68-3	携帯型
332	消防団第二分団 携帯	立川市西砂町1-60-6	携帯型
333	消防団第三分団 携帯	立川市一番町3-6-13	携帯型
334	消防団第四分団 携帯	立川市上砂町3-61-6	携帯型
335	消防団第五分団 携帯	立川市砂川町4-19-13	携帯型
336	消防団第六分団 携帯	立川市柏町3-40-9	携帯型
337	消防団第七分団 携帯	立川市栄町2-41-5	携帯型
338	消防団第八分団 携帯	立川市幸町2-39-7	携帯型
339	消防団第九分団 携帯	立川市幸町3-33-7	携帯型
340	消防団第十分団 携帯	立川市若葉町2-9-32	携帯型

出典：立川市地域防災計画資料編

立川市地域系デジタル防災行政無線 呼出番号 (4/6)

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
411	健康会館	立川市高松町3-22-9	半固定型
412	健康会館 携帯	立川市高松町3-22-9	携帯型
421	柴崎福祉会館	立川市柴崎町5-11-26	半固定型
422	幸福社会館	立川市幸町5-57-14	半固定型
423	一番福祉会館	立川市一番町6-17-87	半固定型
424	曙福祉会館	立川市曙町3-44-17	半固定型
501	道路課	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
511	道路課 車載1	立川市泉町1156-9	車載型
512	道路課 携帯1	立川市泉町1156-9	携帯型
513	道路課 携帯2	立川市泉町1156-9	携帯型
514	道路課 携帯3	立川市泉町1156-9	携帯型
515	道路課 携帯4	立川市泉町1156-9	携帯型
516	道路課 携帯5	立川市泉町1156-9	携帯型
517	道路課 携帯6	立川市泉町1156-9	携帯型
601	下水道管理課	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
611	下水道管理課 携帯1	立川市泉町1156-9	携帯型
612	下水道管理課 携帯2	立川市泉町1156-9	携帯型
613	下水道管理課 携帯3	立川市泉町1156-9	携帯型
614	下水道管理課 携帯4	立川市泉町1156-9	携帯型
615	下水道管理課 携帯5	立川市泉町1156-9	携帯型
616	下水道管理課 携帯6	立川市泉町1156-9	携帯型
617	下水道工務課 携帯1	立川市泉町1156-9	携帯型
618	下水道工務課 携帯2	立川市泉町1156-9	携帯型
621	下水処理場	立川市錦町5-20-25	半固定型
622	下水処理場 携帯1	立川市錦町5-20-25	携帯型
623	下水処理場 携帯2	立川市錦町5-20-25	携帯型
631	ごみ対策課	立川市西砂町4-77-1	半固定型
632	ごみ対策課 携帯1	立川市西砂町4-77-1	携帯型
633	ごみ対策課 携帯2	立川市西砂町4-77-1	携帯型
634	ごみ対策課 携帯3	立川市西砂町4-77-1	携帯型
635	ごみ対策課 携帯4	立川市西砂町4-77-1	携帯型
641	清掃事務所	立川市若葉町4-11-19	半固定型
651	競輪場	立川市曙町3-32-5	半固定型

出典：立川市地域防災計画資料編

立川市地域系デジタル防災行政無線 呼出番号 (5/6)

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
701	教育委員会	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
711	第一小学校	立川市柴崎町2-20-3	半固定型
712	第二小学校	立川市曙町3-23-1	半固定型
713	第三小学校	立川市錦町3-4-1	半固定型
714	第四小学校	立川市富士見町4-4-1	半固定型
715	第五小学校	立川市高松町1-12-25	半固定型
716	第六小学校	立川市羽衣町2-29-22	半固定型
717	第七小学校	立川市錦町5-6-43	半固定型
718	第八小学校	立川市幸町2-1-1	半固定型
719	第九小学校	立川市上砂町2-18-1	半固定型
720	第十小学校	立川市柏町1-31-1	半固定型
722	西砂小学校	立川市西砂町2-34-2	半固定型
723	新生小学校	立川市富士見町6-69-1	半固定型
724	南砂小学校	立川市栄町2-2-1	半固定型
725	若葉台小学校	立川市若葉町4-24-1	半固定型
726	幸小学校	立川市幸町5-68-1	半固定型
727	松中小学校	立川市一番町5-8-5	半固定型
728	大山小学校	立川市上砂町1-5-33	半固定型
729	柏小学校	立川市柏町4-8-4	半固定型
730	旧多摩川小学校	立川市富士見町6-46-1	半固定型
731	上砂川小学校	立川市上砂町5-12-2	半固定型
732	第一中学校	立川市柴崎町1-3-4	半固定型
733	第二中学校	立川市曙町3-29-46	半固定型
734	第三中学校	立川市羽衣町3-25-6	半固定型
735	第四中学校	立川市幸町5-49-1	半固定型
736	第五中学校	立川市上砂町3-27-1	半固定型
737	第六中学校	立川市泉町786-16	半固定型
738	第七中学校	立川市西砂町6-28-3	半固定型
739	第八中学校	立川市富士見町7-24-1	半固定型
740	第九中学校	立川市若葉町3-19-5	半固定型
751	泉市民体育館	立川市泉町786-11	半固定型
752	柴崎市民体育館	立川市柴崎町6-15-9	半固定型
753	学校給食共同調理場	立川市泉町1156-14	半固定型
761	柴崎学習館	立川市柴崎町1-1-43	半固定型
762	錦学習館	立川市錦町3-12-25	半固定型
763	高松学習館	立川市高松町3-22-5	半固定型
764	幸学習館	立川市幸町2-1-3	半固定型
765	砂川学習館	立川市砂川町1-52-7	半固定型
766	西砂学習館	立川市西砂町6-12-10	半固定型

出典：立川市地域防災計画資料編

立川市地域系デジタル防災行政無線 呼出番号 (6/6)

呼出番号	局名称 (常設場所)	設置場所住所	局の区別
771	立川高等学校	立川市錦町2-13-5	半固定型
772	立川国際中等教育学校	立川市曙町3-29-37	半固定型
773	砂川高等学校	立川市泉町935-4	半固定型
774	立川ろう学校	立川市栄町1-15-8	半固定型
901	中央管理室	立川市泉町1156-9	統制局遠隔制御装置
902	女性総合センター	立川市曙町2-36-2 (5階)	半固定型
903	子ども未来センター	立川市錦町3-2-26	半固定型
904	市民会館	立川市錦町3-3-20	半固定型

出典：立川市地域防災計画資料編

2-3 輸送施設と輸送力

① 道路

避難路マップ



出典：立川市地域防災計画資料編

③ 鉄道

主要区間におけるピーク時1時間における定員乗車人員および通過人員

	列車回数	列車編成 量数 (両)	輸送力 (人)	通貨人数 (人)	混雑率 (%)
J R 中央線 (快速) (中野→新宿) 調査日 H24, 10, 24 (水) 7:39~8:39	30	10.0	44,400	85,990	194
J R 中央線 (緩行) (代々木→千駄ヶ谷) 調査日 H24, 10, 24 (水) 8:01~9:01	23	10.0	34,040	30,780	90
J R 南武線 (武蔵中原→武蔵小杉) 調査日 H24, 10, 24 (水) 7:30~8:30	25	6.0	21,000	40,800	194
J R 青梅線 (西立川→立川) 調査日 H24, 10, 24 (水) 7:05~8:05	16	9.3	21,904	31,670	145
J R 五日市線 (東秋留→拝島) 調査日 H24, 10, 24 (水) 7:14~8:14	5	6.0	4,440	6,690	151
西武新宿線 (下落合→高田馬場) 調査日 H24, 11, 8 (木) 7:43~8:42	26	9.2	33,600	53,166	158
多摩都市モノレール (高松→立川北) 調査日 H24, 11, 15 (木) 7:15~8:15	10	4.0	4,130	3,504	85

出典：(一財) 運輸政策研究機構「平成26年版 都市交通年報」

2-4 避難施設

① 避難所 (1/3)

番号	名称	所在地	電話	FAX	階層
1	第四小学校	富士見町 4-4-1	523-5228～9	529-0852	3階建校舎 給食調理 施設あり
2	旧多摩川小学校	富士見町 6-46-1	595-6347	595-6348	4階建校舎
3	新生小学校	富士見町 6-69-1	524-3148	529-0993	3階建校舎
4	第八中学校	富士見町 7-24-1	526-2007～9	529-1180	4階建校舎
5	第一小学校	柴崎町 2-20-3	523-4428～9	529-0840	3階建校舎 給食調理 施設あり
6	第一中学校	柴崎町 1-3-4	523-4328～9	529-1005	3階建校舎
7	第三小学校	錦町 3-4-1	523-4448～9	529-0850	3階建校舎 給食調理 施設あり
8	第七小学校	錦町 5-6-43	523-5348～9	529-0860	3階建校舎 給食調理 施設あり
9	第六小学校	羽衣町 2-29-22	523-5248～9	529-0859	4階建校舎 給食調理 施設あり
10	第三中学校	羽衣町 3-25-6	523-4348～9	529-1015	3階建校舎
11	第二小学校	曙町 3-23-1	523-4438～9	529-0843	4階建校舎 給食調理 施設あり
12	第五小学校	高松町 1-12-25	523-5238～9	529-0854	3階建校舎 給食調理 施設あり
13	第二中学校	曙町 3-29-46	523-4338～9	529-1008	3階建校舎
14	南砂小学校	栄町 2-2-1	525-1474	529-0940	4階建校舎

参考：立川市地域防災計画資料編

避難所 (2/3)

番号	名称	所在地	電話	FAX	階層
15	旧けやき台小学校	若葉町 1-13-1	-	-	-
16	若葉台小学校	若葉町 4-24-1	536-3971~2	534-6943	4階建校舎
17	第九中学校	若葉町 3-19-5	535-1415	534-6958	4階建校舎
18	第八小学校	幸町 2-1-1	536-0031~2	534-6492	3階建校舎 給食調理 施設あり
19	幸小学校	幸町 5-68-1	536-3961~2	534-6944	3階建校舎
20	第四中学校	幸町 5-49-1	536-2411~2	534-6949	4階建校舎
21	第十小学校	柏町 1-31-1	536-2711~2	534-6934	3階建校舎
22	柏小学校	柏町 4-8-4	537-1962~3	534-6946	3階建校舎
23	第六中学校	泉町 786-16	537-3195~6	534-6954	4階建校舎
24	大山小学校	上砂町 1-5-33	535-2850~1	534-6945	3階建校舎
25	第九小学校	上砂町 2-18-1	536-2231~2	534-6929	3階建校舎
26	上砂川小学校	上砂町 5-12-2	537-1801	534-6948	4階建校舎
27	第五中学校	上砂町 3-27-1	536-2511~2	534-6953	3階建校舎
28	西砂小学校	西砂町 2-34-2	531-2621	531-5269	3階建校舎
29	松中小学校	一番町 5-8-5	531-3821~2	531-6085	4階建校舎
30	第七中学校	西砂町 6-28-3	531-0511~3	531-6103	4階建校舎

※ 旧けやき台小学校は、若葉台小学校新築工事のため使用中止（平成30（2018）年4月～）

参考：立川市地域防災計画資料編

避難所 (3/3)

番号	名称	所在地	電話	FAX
1	総合福祉センター	富士見町 2-36-47	529-7100	529-8676
2	滝ノ上会館	富士見町 4-16-10	527-8762	527-8762
3	富士見児童館・南富士見学童保育所	富士見町 7-7-12	525-9020	525-9020
4	多摩川学童保育所 (多摩川図書館)	富士見町 6-51-1	527-5510	527-5510
5	柴崎学習館	柴崎町 2-15-8	524-2773	524-9459
6	柴崎会館	柴崎町 1-16-3	529-1081	529-1081
7	柴崎福祉会館	柴崎町 5-11-26	523-4012	521-2738
8	錦学習館	錦町 3-12-25	527-6743	527-6743
9	たましん RISURU ホール (市民会館)	錦町 3-3-20	526-1311	525-6581
10	錦児童館・錦学童保育所	錦町 3-12-1	525-6684	525-6684
11	羽衣中央会館	羽衣町 2-26-7	524-8601	524-8601
12	羽衣児童館・羽衣学童保育所	羽衣町 2-44-16	526-2336	526-2336
13	曙学童保育所	曙町 3-24-28	522-6471	522-6471
14	曙福祉会館	曙町 3-44-17	529-8567	528-6742
15	高松学習館 (健康会館)	高松町 3-22-5	527-0014	523-9532
16	高松会館	高松町 2-25-26	528-1080	528-1080
17	高松学童保育所	高松町 3-6-9	522-6078	522-6078
18	さかえ会館	栄町 4-6-2	529-6546	529-6546
19	若葉会館 (若葉図書館)	若葉町 3-34-1	535-3473	535-3473
20	若葉児童館・若葉学童保育所	若葉町 4-25-114	536-1400	536-1400
21	若葉台学童保育所	若葉町 4-24-1	536-6896	536-6896
22	幸学習館	幸町 2-1-3	534-3076	534-6698
23	こぶし会館	幸町 5-83-1	537-0810	537-0810
24	幸福社会館	幸町 5-57-14	535-2197	535-5797
25	幸児童館	幸町 2-19-1	537-0358	537-0358
26	中砂第2学童保育所	幸町 2-1-2	536-1256	536-1256
27	幸学童保育所	幸町 4-52-3	537-2474	537-2474
28	柏学童保育所	柏町 1-31-5	536-2195	536-2195
29	砂川学習館	砂川町 1-52-7	535-5959	535-5967
30	こんぴら橋会館	砂川町 3-26-1	535-7285	535-7285
31	上砂会館・上砂児童館・上砂第3学童保育所	上砂町 1-13-1	535-1557	535-1557
32	大山学童保育所	上砂町 1-6-3	535-2215	535-2215
33	天王橋会館	一番町 3-6-1	531-4448	531-4448
34	一番福祉会館	一番町 6-17-87	531-2945	531-2040
35	西砂学習館	西砂町 6-12-10	531-0431	531-0431
36	西砂会館	西砂町 5-11-13	531-0066	531-0066
37	西砂児童館・松中学童保育所	一番町 6-8-37	531-0433	531-0433
38	西砂学童保育所	西砂町 2-34-2	531-0434	531-0434

参考：立川市地域防災計画資料編

② 二次避難所

番号	名称	所在地	電 話	付帯設備
1	富士見福祉作業所	富士見町 1-2-24	522-6950	障害者用
2	ドリーム学園	柴崎町 5-11-26	525-9418	障害者用
3	栄福祉作業所	栄町 5-38-4	536-0549	障害者用
4	一番福祉作業所	一番町 3-6-1	531-6527	障害者用
5	西立川保育園	富士見町 1-18-16	524-7831	乳幼児用
6	柴崎保育園	柴崎町 1-16-23	525-0066	乳幼児用
7	羽衣保育園	羽衣町 2-51-7	522-2161	乳幼児用
8	高松保育園	高松町 1-18-7	525-0201	乳幼児用
9	江の島保育園（協定）	栄町 5-20-3	536-1443	乳幼児用
10	中砂保育園	栄町 5-38-1	536-1391	乳幼児用
11	栄保育園	栄町 3-33-3	525-0815	乳幼児用
12	柏保育園	柏町 3-52-9	536-2565	乳幼児用
13	見影橋保育園（協定）	砂川町 3-23-2	536-1644	乳幼児用
14	上砂保育園	上砂町 1-13-1	536-2670	乳幼児用
15	西砂保育園（協定）	西砂町 2-63-2	531-0514	乳幼児用
16				
17				
18				

※別途、民間事業者の施設については支援協定締結後、追加指定する。

参考：立川市地域防災計画資料編

③ 避難場所

番号	名称	面積(m ²)	収容可能人数	所在地	備考
1	国営昭和記念公園	1,673,000	115,000	立川市緑町、泉町地内 及び昭島市もくせいの 杜	昭島市も指定。東京都立 川地域防災センター・立 川広域防災基地など隣接
2	二中一帯	82,000	41,000	曙町3丁目、国立市北	立川国際中等教育学校、 都立短大グラウンド、曙町運 動広場を含む ※ 2m ² /人で算出
3	多摩川河川敷	415,000	207,500	富士見町6・7丁目地先 柴崎町5・6丁目地先 錦町5・6丁目地先	洪水のおそれのある時は 注意を要する ※ 2m ² /人で算出
	計	2,170,000	363,500	-	-

参考：立川市地域防災計画資料編

2-5 防災関係機関等緊急時連絡先

防災関係機関緊急時連絡先一覧表 (1/2)

施設名称	電話番号	F A X	防災無線
東京都総務局総合防災部 防災対策課	03-5388-2455	03-5388-1260	都 70221
防災管理課	03-5388-2451	03-5388-1270	都 70212
夜間防災連絡室	03-5388-2459	03-5388-1958	都 70349
東京都水道局小河内貯水池管理事務所	0428-86-2211	0428-86-2738	都 85801
北多摩北部建設事務所	042-525-9811	042-525-9746	117
立川消防署 本署	042-526-0119	042-528-2327	119
錦町出張所	042-527-0119	042-527-0087	120
砂川出張所	042-535-0119	042-574-2246	121
立川警察署	042-527-0110	042-526-0360	110
多摩立川保健所	042-524-5171	042-524-7813	116
災害医療センター	042-526-5511	042-526-5535	131
国営昭和記念公園事務所	042-524-1516	042-526-1466	172
関東財務局立川出張所	042-524-2195	042-528-0874	
相武国道事務所	042-643-2008	042-644-3523	
京浜河川事務所多摩川上流出張所	042-552-0667	042-530-1386	
日本郵便(株)立川郵便局	042-524-6112	042-526-3989	115
NTT 東日本-東京	042-528-4605	042-527-6518	113
東京電力パワーグリッド(株)立川支社	042-848-7899	042-528-4062	111
東京ガス(株)多摩支店	042-524-2111	042-526-6142	112
東京都水道局多摩水道改革推進本部 立川給水管理事務所	042-548-5110	042-521-5145	都 86076
東日本旅客鉄道 立川駅	042-525-9349	042-528-5270	151
西立川駅	042-522-2419	042-522-2419	
西国立駅	042-522-8607	なし	
西武鉄道 玉川上水駅	042-536-0922	なし	153
武蔵砂川駅	042-535-8911	なし	
西武立川駅	042-531-0261	なし	
多摩都市モノレール(本社)	042-526-7800	042-526-7857	152
西武バス立川営業所	042-524-5421	042-524-5423	155
立川バス	042-524-3111	042-526-3777	154

出典：立川市地域防災計画資料編

防災関係機関等緊急時連絡先一覧表 (2/2)

施設名称	電話番号	F A X	防災無線
日本赤十字社東京都支部	03-5273-6741	03-5273-6749	
東京西赤十字血液センター	042-529-0401	042-529-0402	
立川市医師会事務局	042-525-2597	042-526-1612	136
立川市歯科医師会事務局	042-524-0705	042-528-1386	137
立川市薬剤師会事務局	042-527-6556	042-527-5467	138
国家公務員共済組合連合会立川病院	042-523-3131	042-522-5784	132
立川中央病院	042-522-7171	042-522-8744	133
川野病院	042-522-8161	042-529-3948	134
立川相互病院	042-525-2585	042-525-2942	135
伊勢丹	042-525-1111	042-548-2201	
高島屋	042-525-2111	042-526-6437	
グランデュオ	042-540-2111	042-540-2478	
ルミネ	042-527-1411	042-522-7510	
いなげや本社	042-537-5111	042-537-5120	
立川給食	042-522-7191	042-523-9001	
シントミフーズ	042-531-0025	042-531-0098	
ジェイコム多摩	042-538-1095	042-538-0015	161
FMたちかわ	042-524-0844	042-527-8443	162
東京みどり農業協同組合立川支店	042-536-1821	042-536-5537	
立川商工会議所	042-527-2700	042-527-5913	
立川市建設業協会	042-527-5111	042-524-9411	
東京都トラック協会多摩支部	042-524-3469	042-525-1775	
陸上自衛隊 第一後方支援隊 (練馬)	03-3933-1161		
東立川駐屯地	042-524-4131 (内 310)		
立川駐屯地	042-524-9321 (内 231)		
都立立川高校	042-524-8195	042-527-9906	771
都立立川国際中等教育学校	042-524-3903	042-527-1829	772
都立砂川高校	042-537-4611	042-534-0525	773
都立立川ろう学校	042-523-1358	042-523-6421	774
東京都立川児童相談所	042-523-1321	042-526-0150	
東京都女性相談センター	042-522-4232	042-524-1097	
自治大学校	042-540-4500	042-540-4510	171

出典：立川市地域防災計画資料編

3 救援

3-1 救援程度及び方法の基準

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成 25 年 10 月 1 日)
(最終改正：平成 29 年 3 月 31 日)
(平成 25 年内閣府告示第 229 号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号 第 10 条第 1 項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
(救援の程度及び方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。)第 10 条第 1 項(令第 52 条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 75 条第 1 項各号及び令第 9 条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第 13 条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、その長)は、第 1 項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第 2 条 法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

- イ 避難住民(法第 52 条第 3 項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1 人 1 日当たり 320 円(冬季(10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1 戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
 - (1) 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを標準とし、その設置のための費用は 2,652,000 円以内とすること。
 - (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1 人 1 日当たり 320 円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。
- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1 施設当たりの規模及びその設備のた

め支出できる費用は、別に定めるところによること。

へ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第 89 条第 3 項の規定により準用される建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 1 項本文、第 3 項及び第 4 項並びに景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 77 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに法第 131 条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成 8 年法律第 85 号)第 2 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,652,000 円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第 3 条 法第 75 条第 1 項第 2 号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第 54 条第 2 項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として 1 人 1 日当たり 1,130 円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第 4 条 法第 75 条第 1 項第 3 号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4 月から 9 月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	52,900円	7,800円
冬季	30,400円	39,500円	54,900円	64,200円	80,800円	11,100円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人210,200円以内、小人168,100円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり574,000円以内とすること。

（学用品の給与）

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

（1）小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）

第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（2）高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

（1）小学校児童 1人当たり 4,400円

（2）中学校生徒 1人当たり 4,700円

（3）高等学校等生徒 1人当たり 5,100円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり135,100円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

3-2 備蓄物資・調達可能物資

① 避難所備蓄品一覧 (1/3)

	備蓄品名	備蓄場所 単位	第一小学校	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	第六小学校	第七小学校	第八小学校	第九小学校	第十小学校
食料関連	アルファ化米 山菜	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	アルファ化米 五目	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	梅がゆ(パック入り)	食	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750
	クラッカー	食	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280
	飲料水(2ℓ)	本	10,002	-	-	-	-	2,004	-	5,004	5,004	-
	紙コップ等セット	セット	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	折りたたみポリ容器(5ℓ)	個	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	クイックコンロ	個	340	700	700	700	700	700	700	360	700	340
	大釜・かまど	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	哺乳ビン(200ml)	本	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	毛布	枚	700	700	700	700	1,400	700	900	700	1,400	700
	カーペット	枚	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
	ろうそく	本	1,020	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	1,080	2,100	1,020
	石けん	個	960	960	960	960	960	960	960	960	960	960
トイレトーパー	個	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	
ポータブル発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
ディーゼル発電機	台	-	-	-	-	2	2	-	2	2	-	
ガソリン発電機	台	-	-	-	-	2	2	-	2	2	-	
投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
コードリール	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
ブルーシート	枚	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
簡易トイレ ヘンクイックS型	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
簡易トイレ ヘンクイックS2型	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
簡易トイレ ヘンクイックH型	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
簡易トイレ 六角バクト	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
簡易トイレ ベンチャー	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
簡易トイレ マンホールトイレ	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
マンホールトイレ(洋式)	基	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
マンホールトイレ(和式)	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
マンホールトイレ用テントS	台	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
マンホールトイレ用テントW	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
マンホールトイレ給水用ポンプ	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
マンホールトイレ固定用資器材	式	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	
紙おむつ 大人用M	枚	162	162	162	180	180	180	180	180	180	162	
紙おむつ 大人用L	枚	144	144	144	168	168	168	168	168	168	144	
紙おむつ 子供用男女共用M	枚	504	504	504	-	-	-	-	-	-	504	
紙おむつ 子供用男の子用L	枚	252	252	252	-	-	-	-	-	-	252	
紙おむつ 子供用女の子用L	枚	252	252	252	-	-	-	-	-	-	252	
紙おむつ 子供用S	枚	-	-	-	256	256	256	256	256	256	-	
紙おむつ 子供用M	枚	-	-	-	240	240	240	240	240	240	-	
紙おむつ 子供用L-LL	枚	-	-	-	624	624	624	624	624	624	-	
コンパクト肌着セット 男性用	セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
コンパクト肌着セット 女性用	セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
コンパクトタオル	枚	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
生理用ナプキン	枚	15,680	15,680	15,680	14,112	14,112	14,112	14,112	14,112	14,112	15,680	
ウェットティッシュ	枚	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	
ポリタンク(20ℓ)	個	5	5	-	5	5	5	-	5	-	5	
間仕切り	張	5	-	5	5	5	-	5	5	-	5	
スタンドパイプ式	式	1	1	1	2	2	1	2	1	2	2	
災害時非常用公衆電話機	台	-	-	-	-	5	5	-	5	4	-	
LEDライト	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
ランタン	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
災害時用ラジオ	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
反射ベスト	枚	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
首下げ名札	枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	
スコップ	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
つるはし	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
パール(金でこ)	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
両口ハンマー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
かけや	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
片刃のこぎり	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
ボルトクリッパー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
医薬品セット	セット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
人工蘇生器	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
担架	台	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
リヤカー(折りたたみ)	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
土のう袋	枚	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	

参考：立川市地域防災計画資料編

避難所備蓄品一覧 (2/3)

	備蓄品名	備蓄場所 単位	旧 けやき 台小 学校	西 砂小 学校	新 生小 学校	南 砂小 学校	若 葉台 小 学校	幸 小 学 校	柏 小 学 校	松 中 小 学 校	大 山 小 学 校	旧 多 摩 川 小 学 校	上 砂 川 小 学 校
食料 関係	アルファ化米 山菜	食	-	1,900	1,900	1,900	3,800	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	アルファ化米 五目	食	-	1,900	1,900	1,900	3,800	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	梅がゆ(パック入り)	食	-	750	750	750	1,500	750	750	750	750	750	750
	クラッカー	食	-	280	280	280	560	280	280	280	280	280	280
	飲料水(20ℓ)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	紙コップ等セット	セット	-	5	5	5	10	5	5	5	5	5	5
	折りたたみポリ容器(5ℓ)	個	-	700	700	700	1,400	700	700	700	700	700	700
	クイックコンロ	個	-	360	700	340	1,060	700	340	360	700	340	340
	大釜・かまど	式	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	哺乳ビン(200ml)	本	-	120	120	120	240	120	120	120	120	120	120
生活 用品	毛布	枚	-	700	700	700	1,400	700	700	1,400	700	700	700
	カーペット	枚	-	700	700	700	1,400	700	700	700	700	700	700
	ろうそく	本	-	1,080	2,100	1,020	3,180	2,100	1,020	1,080	2,100	1,020	1,020
	石けん	個	-	960	960	960	1,920	960	960	960	960	960	960
	トイレットペーパー	個	-	60	60	60	120	60	60	60	60	60	60
	ポータブル発電機	台	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	ディーゼル発電機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ガソリン発電機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	投光器	台	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	コードリール	台	-	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2
	ブルーシート	枚	-	40	40	40	80	40	40	40	40	40	40
	簡易トイレ ベンイクスS型	台	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	簡易トイレ ベンイクスS2型	台	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	簡易トイレ ベンイクスH型	台	-	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2
	簡易トイレ 六角バケツ	台	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	簡易トイレ ベンチャー	台	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	簡易トイレ マンホールトイレ	台	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	マンホールトイレ(洋式)	基	-	7	7	7	14	7	7	7	7	7	7
	マンホールトイレ(和式)	基	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	マンホールトイレ用テントS	台	-	7	7	7	14	7	7	7	7	7	7
	マンホールトイレ用テントW	台	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	マンホールトイレ給水用ポンプ	式	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	マンホールトイレ固定用資器材	式	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1
	紙おむつ 大人用M	枚	-	180	180	180	324	180	180	180	180	162	180
	紙おむつ 大人用L	枚	-	168	168	168	288	168	168	168	168	144	168
	紙おむつ 子供用男女共用M	枚	-	-	-	-	1,008	-	-	-	-	504	-
	紙おむつ 子供用男の子用L	枚	-	-	-	-	504	-	-	-	-	252	-
	紙おむつ 子供用女の子用L	枚	-	-	-	-	504	-	-	-	-	252	-
	紙おむつ 子供用S	枚	-	256	256	256	-	256	256	256	256	-	256
	紙おむつ 子供用M	枚	-	240	240	240	-	240	240	240	240	-	240
	紙おむつ 子供用L-LL	枚	-	624	624	624	-	624	624	624	624	-	624
	コンパクト肌着セット 男性用	セット	-	300	300	300	600	300	300	300	300	300	300
	コンパクト肌着セット 女性用	セット	-	300	300	300	600	300	300	300	300	300	300
	コンパクトタオル	枚	-	1,500	1,500	1,500	3,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	生理用ナプキン	枚	-	14,112	14,112	14,112	31,360	14,112	14,112	14,112	14,112	15,680	14,112
	ウエットティッシュ	枚	-	360	360	360	720	360	360	360	360	360	360
	ポリタンク(20ℓ)	個	-	5	5	5	10	5	-	-	5	5	5
	間仕切り	張	-	5	5	5	-	-	-	5	5	5	5
	スタンドパイプ式	式	-	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2
	災害時非常用公衆電話機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	LEDライト	個	-	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2
	ランタン	個	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	災害時用ラジオ	台	-	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2
	反射ベスト	枚	-	4	4	4	8	4	4	4	4	4	4
	首下げ名札	枚	-	50	50	50	100	50	50	50	50	50	50
救助・ 救護 用 資 機 材	スコップ	本	-	10	10	10	20	10	10	10	10	10	10
	つるはし	本	-	10	10	10	20	10	10	10	10	10	10
	バール(金てこ)	本	-	10	10	10	20	10	10	10	10	10	10
	両口ハンマー	本	-	10	10	10	20	10	10	10	10	10	10
	かけや	本	-	10	10	10	20	10	10	10	10	10	10
	片刃のこぎり	本	-	10	10	10	20	10	10	10	10	10	10
	ポルトクリッパー	本	-	10	10	10	20	10	10	10	10	10	10
	医薬品セット	セット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人工蘇生器	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	担架	台	-	5	5	5	10	5	5	5	5	5	5
リヤカー(折りたたみ)	台	-	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	
土のう袋	枚	-	16	16	16	32	16	16	16	16	16	16	

参考：立川市地域防災計画資料編

避難所備蓄品一覧 (3/3)

	備蓄品名	備蓄場所 単位	第一中学校	第二中学校	第三中学校	第四中学校	第五中学校	第六中学校	第七中学校	第八中学校	第九中学校	一次避難所 計
食料関係	アルファ化米 山菜	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	57,000
	アルファ化米 五目	食	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	57,000
	梅がゆ(パック入り)	食	750	750	750	750	750	750	750	750	750	22,500
	クラッカー	食	280	280	280	280	280	280	280	280	280	8,400
	飲料水(2ℓ)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,014
	紙コップ等セット	セット	5	5	5	5	5	5	5	5	5	150
	折りたたみポリ容器(5ℓ)	個	700	700	700	700	700	700	700	700	700	21,000
	クイックコンロ	個	360	340	700	360	340	700	360	700	700	15,740
	大釜・かまど	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	哺乳ビン(200ml)	本	120	120	120	120	120	120	120	120	120	3,600
	毛布	枚	700	700	700	700	700	700	700	700	700	23,300
	カーペット	枚	700	700	700	700	700	700	700	700	700	21,000
	ろうそく	本	1,080	1,020	2,100	1,080	1,020	2,100	1,080	2,100	2,100	47,220
	石けん	個	960	960	960	960	960	960	960	960	960	28,800
生活用品	トイレットペーパー	個	60	60	60	60	60	60	60	60	60	1,800
	ポータブル発電機	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	ディーゼル発電機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
	ガソリン発電機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
	投光器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	コードリール	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60
	ブルーシート	枚	40	40	40	40	40	40	40	40	40	1,200
	簡易トイレ ハンギックS型	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	簡易トイレ ハンギックS2型	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	簡易トイレ ハンギックH型	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60
	簡易トイレ 六角バクト	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	簡易トイレ ペンチャー	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	簡易トイレ マンホールトイレ	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	マンホールトイレ(洋式)	基	9	9	9	9	9	9	9	9	9	228
	マンホールトイレ(和式)	基	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	マンホールトイレ用テントS	台	9	9	9	9	9	9	9	9	9	228
	マンホールトイレ用テントW	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	マンホールトイレ給水用ポンプ	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	マンホールトイレ固定用資器材	式	1	-	-	1	-	-	-	1	1	11
	紙おむつ 大人用M	枚	180	162	162	162	162	162	162	162	162	5,130
	紙おむつ 大人用L	枚	168	144	144	144	144	144	144	144	144	4,680
	紙おむつ 子供用男女共用M	枚	-	504	504	504	504	504	504	504	504	7,560
	紙おむつ 子供用男の子用L	枚	-	252	252	252	252	252	252	252	252	3,780
	紙おむつ 子供用女の子用L	枚	-	252	252	252	252	252	252	252	252	3,780
	紙おむつ 子供用S	枚	256	-	-	-	-	-	-	-	-	3,840
	紙おむつ 子供用M	枚	240	-	-	-	-	-	-	-	-	3,600
	紙おむつ 子供用L-LL	枚	624	-	-	-	-	-	-	-	-	9,360
	コバ外肌着セット 男性用	セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	9,000
	コバ外肌着セット 女性用	セット	300	300	300	300	300	300	300	300	300	9,000
	コンパクトタオル	枚	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	45,000
	ウエットティッシュ	枚	360	360	360	360	360	360	360	360	360	10,800
	生理用ナプキン	枚	14,112	15,680	15,680	15,680	15,680	15,680	15,680	15,680	15,680	446,880
	ポリタンク(20ℓ)	個	5	5	-	5	5	-	-	5	-	110
	間仕切り	張	5	5	5	5	5	5	5	5	5	115
	スタンドパイプ式	式	2	1	1	2	2	1	2	1	2	48
	災害時非常用公衆電話機	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19
	LEDライト	個	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60
	ランタン	個	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30
	災害時用ラジオ	台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60
	反射ベスト	枚	4	4	4	4	4	4	4	4	4	120
	首下げ名札	枚	50	50	50	50	50	50	50	50	50	1,500
	スコップ	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	つるはし	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
	バール(金でこ)	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300
両口ハンマー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
かけや	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
片刃のこぎり	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
ボルトクリッパー	本	10	10	10	10	10	10	10	10	10	300	
医薬品セット	セット	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
人工蘇生器	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
担架	台	5	5	5	5	5	5	5	5	5	150	
リヤカー(折りたたみ)	台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	30	
土のう袋	枚	20	20	20	20	20	20	20	20	20	516	

② その他備蓄品一覧 (1/2)

備蓄品名	単位	見影橋公園	砂川公園	若葉公園	曙1丁目公園	柴崎福祉会館	錦五南公園	健康会館	子ども未来センター	学校給食共同調理場	立川競輪場	JR中央線高架下	リサイクルセンター
アルファ化米 五目	食	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	3,000	-	-
アルファ化米 山菜	食	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	-	-	-
アルファ化米 菜飯	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,000	-	-
アルファ化米 わかめ	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クラッカー	食	-	-	-	-	-	-	-	23,100	-	-	-	-
ショートブレッド	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲料水(2ℓ)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,004	-	-
飲料水(500ml)	本	-	-	-	-	-	-	-	29,088	-	-	-	-
粉ミルク(300g)	缶	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
哺乳ビン(200ml)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 大人用M	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 大人用L	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 子供用男女共用M	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 子供用男の子用L	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙おむつ 子供用女の子用L	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生理用ナプキン	枚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毛布	枚	30	30	30	150	30	30	-	370	-	2,000	-	-
サバイバルブランケット	枚	-	-	-	-	-	-	-	5,500	-	-	-	-
簡易トイレ	個	-	-	-	-	-	-	-	27,600	-	30,000	-	-
ヘルメット	個	20	20	20	20	20	20	-	40	-	-	-	-
メガフォン	個	2	2	2	10	2	2	-	-	-	-	-	-
誘導灯	本	-	-	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-
ランタン	個	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
LEDライト	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
懐中電灯	個	5	5	5	10	5	5	-	-	-	-	-	-
災害時用ラジオ	台	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
反射ベスト	枚	-	-	-	20	-	-	20	-	-	-	-	-
医薬品セット	セット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬品セット創傷用	セット	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
医薬品セット熱傷用	セット	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
人工蘇生器	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
担架	台	2	2	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-
救急箱	個	1	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
簡易ベッド	台	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	-	-
台車	台	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
スタンドパイプ式	式	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
ポリタンク(20ℓ)	個	3	3	3	5	3	3	-	-	-	-	-	-
バケツ	個	10	10	10	10	10	10	-	-	-	-	-	-
ブルーシート	枚	10	10	10	8	34	10	-	-	-	-	-	-
ショベル	本	5	5	5	-	5	5	-	-	-	-	-	-
スコップ	本	-	-	-	-	37	-	-	-	-	-	84	-
つるはし	本	5	5	5	-	5	5	-	-	-	-	-	-
バール(金てこ)	本	5	5	5	-	5	5	-	-	-	-	-	-
両口ハンマー	本	5	5	5	-	5	5	-	-	-	-	-	-
片刃のこぎり	本	5	5	5	-	5	5	-	-	-	-	-	-
かけや	本	2	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-
ボルトカッター	本	4	4	4	-	4	4	-	-	-	-	-	-
ボルトクリッパー	本	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-
手袋	組	36	36	36	36	36	36	-	-	-	-	-	-
ロープ	本	4	4	4	3	4	4	-	-	-	-	-	-
万能斧	本	3	3	3	-	3	3	-	-	-	-	-	-
ウインチ	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エンジンチェーンソー	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェーンブロック	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土のう袋	枚	-	-	-	-	400	-	-	-	-	-	100	250
パイル	本	-	-	-	-	374	-	-	-	-	-	-	-
ワイヤーカッター	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-
水中ポンプ	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-

出典：立川市地域防災計画資料編

その他備蓄品一覧 (2/2)

備蓄品名	単位	女性総合センター	東京都多摩広域防災倉庫	消防団										合計		
				第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団	第8分団	第9分団	第10分団			
アルファ化米 五目	食	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,300
アルファ化米 山菜	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000
アルファ化米 菜飯	食	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,000
アルファ化米 わかめ	食	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300
クラッカー	食	-	7,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30,800
ショートブレッド	食	800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	800
飲料水(2ℓ)	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,004
飲料水(500ml)	本	2,712	78,336	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110,136
粉ミルク(300g)	缶	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
哺乳ビン(200ml)	本	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60
紙おむつ 大人用M	枚	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54
紙おむつ 大人用L	枚	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48
紙おむつ 子供用男女共用M	枚	168	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	168
紙おむつ 子供用男の子用L	枚	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126
紙おむつ 子供用女の子用L	枚	126	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	126
生理用ナプキン	枚	2,240	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,240
毛布	枚	450	-	-	-	30	-	30	-	30	-	-	-	-	-	3,210
サバイバルブランケット	枚	500	10,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16,500
簡易トイレ	個	2,400	52,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	112,600
ヘルメット	個	80	-	-	-	20	-	20	-	20	-	-	-	-	-	300
メガフォン	個	10	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	36
誘導灯	本	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50
ランタン	個	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24
LEDライト	個	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10
懐中電灯	個	-	-	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	-	-	50
災害時用ラジオ	台	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
反射ベスト	枚	70	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110
医薬品セット	セット	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
医薬品セット創傷用	セット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
医薬品セット熱傷用	セット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
人工蘇生器	台	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
担架	台	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	18
救急箱	個	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	9
簡易ベッド	台	-	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	62
台車	台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
スタンドパイプ式	式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
ポリタンク(20ℓ)	個	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	-	-	-	-	29
バケツ	個	-	-	-	-	10	-	10	-	10	-	-	-	-	-	90
ブルーシート	枚	-	-	-	-	10	-	10	-	10	-	-	-	-	-	112
ショベル	本	-	-	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	-	-	40
スコップ	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	121
つるはし	本	-	-	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	-	-	40
バール(金てこ)	本	-	-	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	-	-	40
両口ハンマー	本	-	-	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	-	-	40
片刃のこぎり	本	-	-	-	-	5	-	5	-	5	-	-	-	-	-	40
かけや	本	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	16
ボルトカッター	本	-	-	-	-	4	-	4	-	4	-	-	-	-	-	32
ボルトクリッパー	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
手袋	組	-	-	-	-	36	-	36	-	36	-	-	-	-	-	324
ロープ	本	-	-	-	-	4	-	4	-	4	-	-	-	-	-	35
万能斧	本	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	-	-	-	-	24
ウィンチ	台	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
エンジンチェーンソー	台	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
チェーンブロック	台	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
土のう袋	枚	-	300	275	117	205	275	328	210	15	160	198	249	-	-	3,082
パイル	本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	374
ワイヤーカッター	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
水中ポンプ	個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4

出典：立川市地域防災計画資料編

3-3 輸送拠点一覧

① 広域輸送拠点一覧

(平成26年5月末日現在)

項目 区分	施設名称	所在地	備考
陸上輸送基地	1 立川地域防災センター	立川市緑町3, 233 の2外	都総務局
	2 京浜トラックターミナル	大田区平和島2-1-1	日本自動車ターミナル株式会社
	3 板橋トラックターミナル	板橋区高島平6-1-1	
	4 足立トラックターミナル	足立区入谷6-1-1	
	5 葛西トラックターミナル	江戸川区臨海町4-3-1	
海上輸送基地	1 大井食品ふ頭	大田区東海5・6丁目	都港湾局
	2 芝浦ふ頭	港区海岸3丁目	
	3 辰巳ふ頭	江東区辰巳3丁目	
	4 10号地その1多目的ふ頭	江東区有明3丁目	
	5 品川ふ頭	港区港南5丁目及び品川区東品川5丁目	都港湾局、東京港埠頭株式会社
	6 大井コンテナふ頭	品川区八潮2丁目	東京港埠頭株式会社
	7 晴海ふ頭	中央区晴海2・4・5丁目	都港湾局
	8 竹芝ふ頭	港区海岸1丁目	
	9 10号地ふ頭 (フェリーふ頭含む)	江東区有明4丁目	
	10 青海コンテナふ頭	江東区青海2丁目	都港湾局、東京港埠頭株式会社
	11 15号地ふ頭	江東区若洲	都港湾局
	12 日の出ふ頭	港区海岸2丁目	
航空輸送基地	1 東京国際空港 (羽田飛行場)	大田区羽田空港	東京航空局
	2 東京都調布飛行場	調布市西町外	都港湾局
	3 東京ヘリポート	江東区新木場4丁目	

出典：東京都地域防災計画 震災編 別冊資料

② 地域内輸送拠点一覧

(平成26年5月末日現在)

施設名称		所在地	施設名称		所在地
1	九段中等教育学校	千代田区九段北2-2-1	47	武蔵野市立武蔵野総合体育館	武蔵野市吉祥寺北町5-11-20
2	中央区立総合スポーツセンター	中央区日本橋浜町2-59-1	48	三鷹市立第一中学校	三鷹市下連雀9-10-1
3	港区スポーツセンター	港区芝浦3-1-19	49	青梅市本庁舎	青梅市東青梅1-11-1
4	新宿区立新宿コスミックスポーツセンター	新宿区大久保3-1-2	50	青梅市市民球技場	青梅市河辺町1-872-1
5	文京スポーツセンター	文京区大塚3-29-2	51	青梅市立第六小学校	青梅市二俣尾3-903-1
6	文京総合体育館	文京区湯島7-1-2	52	明星大学グラウンド	青梅市長淵2-590
7	文京シビックセンター	文京区春日1-16-21	53	府中市役所北庁舎屋内駐車場	府中市宮西町2-24
8	台東区本庁舎	台東区東上野4-5-6	54	府中市水防・防災ステーション	府中市小柳町6-1
9	墨田区本庁舎	墨田区吾妻橋1-23-20	55	昭島市本庁舎	昭島市田中町1-17-1
10	江東区本庁舎	江東区東陽4-11-28	56	昭島市総合スポーツセンター	昭島市東町5-13-1
11	総合区民センター	江東区大島4-5-1	57	大町備蓄倉庫(大町スポーツセンター)	調布市菊野台3-27-40
12	品川区防災センター	品川区広町2-1-36	58	町田市役所	町田市中町1-20-23
13	目黒区本庁舎	目黒区上目黒2-19-15	59	小金井市役所第2駐車場	小金井市前原町3-41-15
14	大田区体育館	大田区東蒲田1-11-1	60	小金井市総合体育館	小金井市関野町1-13-1
15	大森スポーツセンター	大田区大森本町2-2-5	61	小平市民総合体育館	小平市津田町1-1-1
16	大田区産業プラザ(Pio)	大田区南蒲田1-20-20	62	日野市本庁舎	日野市神明1-12-1
17	世田谷区立大蔵第二運動場	世田谷区大蔵4-6-1	63	市民の森ふれあいホール	日野市本町6-1-3
18	渋谷区本庁舎	渋谷区宇田川町1-1	64	東村山市役所本庁舎	東村山市本町1-2-3
19	中野区本庁舎	中野区中野4-8-1	65	東村山市民スポーツセンター	東村山市久米川町3-30-5
20	都立稔ヶ丘高等学校	中野区上鷲宮5-11-1	66	国分寺市本庁舎	国分寺市戸倉1-6-1
21	都立富士高等学校	中野区弥生町5-21-1	67	ひかりスポーツセンター	国分寺市光町1-46-8
22	杉並区立永福体育館	杉並区永福3-51-17	68	国分寺市民スポーツセンター	小平市上水本町6-22-1
23	杉並区立上井草スポーツセンター	杉並区上井草3-34-1	69	くにたち市民総合体育館	国立市富士見台2-48
24	杉並区立高円寺体育館	杉並区高円寺南2-36-31	70	福生市民会館	福生市福生2455
25	にしすがも創造舎(旧朝日中)	豊島区西巣鴨4-9-1	71	さくら会館	福生市牛浜163
26	豊島区立千登世橋中学校	豊島区目白1-1-1	72	狛江市役所	狛江市和泉本町1-1-5
27	北区本庁舎	北区王子1-15-22	73	狛江市民総合体育館	狛江市和泉本町3-25-1
28	北区防災センター	北区西ヶ原2-1-6	74	東大和市本庁舎	東大和市中央3-930
29	ザンパール荒川	荒川区荒川1-1-1	75	清瀬市本庁舎	清瀬市中里5-842
30	板橋区立小豆沢体育館	板橋区小豆沢3-1-1	76	東久留米市本庁舎	東久留米市本町3-3-1
31	練馬区立総合体育館	練馬区谷原1-7-5	77	東久留米市立久留米中学校	東久留米市幸町5-9-11
32	足立区立保木間公園	足立区竹の塚3-8-1	78	東久留米市立大門中学校	東久留米市大門町2-13-8
33	都立東綾瀬公園	足立区東綾瀬3-4	79	武蔵村山市本庁舎	武蔵村山市本町1-1-1
34	都立舎人公園	足立区舎人公園1-1	80	多摩市立武道館・陸上競技場	多摩市諏訪4-9
35	テクノプラザかつしか	葛飾区青戸7-2-1	81	稲城市役所西側車庫棟	稲城市東長沼2111
36	葛飾区立総合スポーツセンターエイトホール	葛飾区高砂1-2-1	82	羽村市スポーツセンター	羽村市羽加美1-29-5
37	江戸川区総合文化センター	江戸川区中央4-14-1	83	あきる野市本庁舎	あきる野市二宮350
38	葛西防災施設	江戸川区西葛西8-17-1	84	西東京市役所田無庁舎	西東京市南町5-6-13
39	八王子市甲の原体育館	八王子市中野町2726-8	85	西東京市役所保谷庁舎	西東京市中町1-5-1
40	片倉つどいの森公園	八王子市片倉町3506番地	86	瑞穂スカイホール	瑞穂町箱根ヶ崎2475
41	あったかホール	八王子市北野町596-3	87	元狭山広域防災広場	瑞穂町二本木487-1
42	南大沢文化会館	八王子市南大沢2-27	88	日の出町本庁舎	日の出町大字平井2780
43	東京工科大学八王子キャンパス	八王子市片倉町1404-1	89	桧原村本庁舎	桧原村467-1
44	立川市本庁舎	立川市泉町1156-9	90	奥多摩町本庁舎	奥多摩町氷川1215-6
45	柴崎市民体育館	立川市柴崎町6-15-9	91	奥多摩町福祉会館	奥多摩町氷川1199
46	泉市民体育館	立川市泉町786-11			

出典：東京都地域防災計画 震災編 別冊資料

3-4 大規模救出救助活動拠点

大規模救出救助活動拠点(屋外施設)

NO.	候補地名称	所在地	想定候補面積 (㎡)	ヘリ離着陸想定面 (m) 及び現況
1	東京都立木場公園	江東区木場4丁目	15,000	100×80 多目的広場
2	東京都立駒沢オリンピック公園	世田谷区駒沢公園1丁目	18,000	100×80 陸上競技場
3	東京都立和田堀公園	杉並区大宮2丁目	16,000	100×80 陸上競技場
4	東京都立城北中央公園	練馬区氷川台	28,000	100×80 陸上競技場
5	東京都立舎人公園	足立区舎人公園	18,000	100×80 陸上競技場
6	東京都立水元公園	葛飾区水元公園4丁目	20,000	100×80 駐車場
7	東京都立篠崎公園	江戸川区篠崎1丁目	20,000	80×100 野球場
8	東京都立葛西臨海公園	江戸川区臨海町6丁目	20,000	100×100 駐車場
9	若洲海浜公園	江東区若洲3丁目	20,000	80×80 駐車場
10	東京ビッグサイト	江東区有明3丁目	23,000	100×80 屋外展示場
11	白鬚東地区及び汐入公園	墨田区堤通2丁目 荒川区南千住8丁目	15,000	80×80 空地
12	東京都立代々木公園	渋谷区代々木神園町	26,000	100×100 陸上競技場
13	東京都立光が丘公園	練馬区光が丘	43,000	100×80 陸上競技場
14	東京都立大井ふ頭中央海浜公園	品川区八潮4丁目	21,000	100×80 陸上競技場
15	ガス橋緑地少年野球場	大田区下丸子2丁目地先	67,000	80×100 野球場
16	東京都立砧公園	世田谷区砧公園	15,000	80×100 野球場
17	東京都立小金井公園	小金井市関野町2丁目	22,000	100×100 いこいの広場
18	東京都立神代植物公園	調布市深大寺元町5丁目	24,000	100×100 芝生広場
19	東京都立武蔵野の森公園	府中市朝日町3丁目	25,000	100×80 サッカー場
20	東京都立川地域防災センター	立川市緑町3233-2	立川防災基地内の都防災機関の施設等の機能を含む。	
21	東京都立秋留台公園	あきる野市二宮	15,000	80×100 陸上競技場
22	東京都立東村山中央公園	東村山市富士見町5丁目	25,000	100×100 広場
23	東京都立東大和南公園	東大和市桜ヶ丘2丁目	21,000	100×80 陸上競技場
24	東京都立府中の森公園	府中市浅間町1丁目	19,000	100×80 サッカー場
25	東京都立武蔵野中央公園	武蔵野市八幡町2丁目	27,000	100×100 原っぱ広場
26	八王子市立上柚木公園	八王子市上柚木2丁目	16,000	80×100 陸上競技場
27	八王子市立滝が原運動場	八王子市高月町2401番地先	30,000	100×80 グラウンド
28	八王子市立藤森公園	八王子市台町2丁目	15,000	80×100 陸上競技場
29	多摩市立陸上競技場	多摩市諏訪4丁目	15,000	80×100 陸上競技場
30	町田市立野津田公園	町田市野津田2035	15,000	100×100 陸上競技場
31	日野市多摩川グラウンド	日野市万願寺1丁目地先	20,000	80×100 河川敷
32	青梅市市民球技場	青梅市河辺町1丁目地先	28,000	100×100 野球場

注) 想定候補面積 (㎡) は、救助・救出部隊の活動拠点としての想定面積
 想定候補面積 (㎡) 及びヘリ離着陸想定面 (m) については、平成25年度の調査を基に計上

大規模救出救助活動拠点(屋内施設)

NO.	候補地名称	所在地	アクセス道路
1	中央清掃工場	中央区晴海五丁目2番1号	晴海通り
2	港清掃工場	港区港南五丁目7番1号	海岸通り
3	墨田清掃工場	墨田区東墨田一丁目10番23号	国道6号線
4	有明清掃工場	江東区有明二丁目3番10号	湾岸道路
5	新江東清掃工場	江東区夢の島3番地	湾岸道路
6	品川清掃工場	品川区八潮一丁目4番1号	湾岸道路
7	目黒清掃工場	目黒区三田二丁目19番43号	山手通り
8	大田清掃工場	大田区京浜島三丁目6番1号	湾岸道路
9	多摩川清掃工場	大田区下丸子二丁目33番1号	環状8号線
10	世田谷清掃工場	世田谷区大蔵一丁目1番1号	環状8号線
11	千歳清掃工場	世田谷区八幡山二丁目7番1号	環状8号線
12	渋谷清掃工場	渋谷区東一丁目35番1号	明治通り
13	杉並清掃工場	杉並区高井戸東三丁目7番6号	環状8号線
14	豊島清掃工場	豊島区上池袋二丁目5番1号	川越街道
15	北清掃工場	北区志茂一丁目2番36号	北本通り
16	板橋清掃工場	板橋区高島平九丁目48番1号	高島通り
17	練馬清掃工場	練馬区谷原六丁目10番11号	目白通り
18	光が丘清掃工場	練馬区光が丘五丁目3番1号	笹目通り
19	足立清掃工場	足立区西保木間四丁目7番1号	尾竹橋通り
20	葛飾清掃工場	葛飾区水元一丁目20番1号	岩槻街道
21	江戸川清掃工場	江戸川区江戸川二丁目10番地	篠崎街道
22	北野清掃工場	八王子市北野町596番3号	国道20号線
23	昭島市清掃センター	昭島市田中町四丁目3番14号	国道16号線
24	町田リサイクル文化センター	町田市下小山田町3160番	町田街道
25	多摩清掃工場	多摩市唐木田二丁目1番地1号	尾根幹線道路
26	柳泉園クリーンボート	東久留米市下里四丁目3番10号	新所沢街道

出典：東京都地域防災計画 震災編 別冊資料

3-5 災害時臨時離着陸候補地（立川エリア）

エリア名	施設名	座標	所在地	※1候補地 面積等	候補地有 効面積(㎡)	避難場 所指定	現況	所有者又 は、管理者
		北緯/東経						
立川エリア	国立東京災害医療センターヘリポート	35° 24' 55" 139° 14' 42"	緑町 3256	2,000			屋上施設	国

3-6 火葬場一覧

	名称	所在地	電話番号	設置者
2 3 区	瑞江葬儀所	江戸川区春江町3-26-1	03-3670-0131	東京博善株式会社
	町屋斎場	荒川区町屋1-23-4	03-3892-0311	
	落合斎場	新宿区上落合3-34-12	03-3361-4042	
	代々幡斎場	渋谷区西原2-42-1	03-3466-1006	
	四ッ木斎場	葛飾区白鳥2-9-1	03-3601-0424	
	桐ヶ谷斎場	品川区西五反田5-32-20	03-3491-0213	
	堀ノ内斎場	杉並区梅里1-2-27	03-3311-2324	
	戸田葬祭場	板橋区舟渡4-15-1	03-3966-4242	株式会社戸田葬祭場
	臨海斎場	大田区東海1-3-1	03-5755-2833	臨海部広域葬祭場組合
多 摩 地 区	青梅市火葬場	青梅市長淵5-743	0428-22-3918	青梅市
	瑞穂斎場組合	瑞穂町大字富士山栗原新田244	0425-57-0064	瑞穂斎場組合
	ひので斎場	日の出町大字平井3092	042-597-2131	秋川流域斎場組合
	八王子市営斎場	八王子市山田町1681-2	0426-64-5707	八王子市
	日野市営火葬場	日野市多摩平3-28-8	042-583-8888	日野市
	南多摩斎場組合	町田市上小山田町2147	0427-97-7641	南多摩斎場組合
	立川・昭島・国立聖苑組合 火葬場	立川市羽衣町 3-20-18	042-522-2730	聖苑組合
	日華斎場・多摩火葬場	府中市多摩町2-1-1	0423-61-2174	株式会社日華
	府中の森市民聖苑	府中市浅間町1-3	0423-67-7788	府中市
島 し よ	大島町火葬場	大島町元町字黒ママ352-3	04992-2-1441	八丈町
	小笠原村父島火葬場	小笠原村父島字州崎	04998-2-3113	小笠原村
	小笠原村母島火葬場	小笠原村母島字評議原	04998-2-3113	
	神津島村火葬場	神津島村字つづき地内	04992-8-0011	新島村
	新島村火葬場	新島村字檜山	04992-5-1110	神津島村
	式根島火葬場	新島村式根島856-3	04992-5-1110	
	八丈町火葬場	八丈島八丈町三根3481-1	04996-2-1121	大島町
	三宅島火葬場	三宅島三宅村阿古548-10	04994-5-0423	三宅村
計	26ヶ所			

3-7 動物保護に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

- 危険動物等の逸走対策
 - ・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
 - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
 - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
 - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

- 危険動物等の逸走対策
 - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
 - ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
 - ・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。
- 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
 - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
 - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする

3-8 安否情報令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

平成17年3月28日

総務省令第44号

最終改正：平成27年9月16日 総務省令第76号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第25条第2項及び第26条第4項（これらの規定を同令第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄**(施行期日)**

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日総務省令第50号）抄**(施行期日)**

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月16日総務省令第76号）抄**(施行期日)**

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(経過措置)**第2条**

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

1及び2 略

3 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①	氏名	
②	フリガナ	
③	出生の年月日	年 月 日
④	男女の別	男 女
⑤	住所（郵便番号を含む。）	
⑥	国籍	日本 その他（ ）
⑦	その他個人を識別するための情報	
⑧	負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨	負傷又は疾病の状況	
⑩	現在の居所	
⑪	連絡先その他必要情報	
⑫	親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑬	知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んでください。	回答を希望しない
⑭	①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※	備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①	氏名	
②	フリガナ	
③	出生の年月日	年 月 日
④	男女の別	男 女
⑤	住所（郵便番号含む。）	
⑥	国籍	日本 その他（ ）
⑦	その他個人を識別するための情報	
⑧	死亡の日時、場所及び状況	
⑨	遺体が安置されている場所	
⑩	連絡先その他必要情報	
⑪	①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※	備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時: _____年 ____月 ____日 ____時 ____分
 市町村名: _____ 担当者名: _____

氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	負傷(疾病)の該当	負傷又は疾病の状況	現在の居所	連絡先 その他必要情報	親族・同居者への回答の希望	知人への回答の希望	親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 3 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 5 ～ の希望又は同意欄には安否情報提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願いますこの場合において当該希望又は同意については特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

		年 月 日
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		
申 請 者		
住所 (居所)		
氏名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けてください。③ の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
被照会者を特定するために必要な事項	備 考	
	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

備考2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。

備考3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

備考4 ※の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答 します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」の欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

3-9 公用令書等の様式

① 別記様式第一

収用第	号	公 用 令 書			
		氏 名 住 所			
		第81条第2項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第81条第4項 第183条にお 第183条にお			
		いて準用する第81条第2項の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 いて準用する第81条第4項			
（理由）					
		年	月	日	
		処分権者 氏 名			
印					
収用すべき 物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

② 別記様式第二

保管第	号	公 用 令 書			
		氏 名 住 所			
		第81条第3項 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第81条第4項 第183条にお 第183条にお			
		いて準用する第81条第3項の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 いて準用する第81条第4項			
（理由）					
		年	月	日	
		処分権者 氏 名			
印					
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

③ 別記様式第三

使用第	号	公 用 令 書					
		氏 名 住 所					
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 82 条 第183条において準用す					
(理由)		る第82条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。					
		年 月 日					
		処分権者 氏 名 印					
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

④ 別記様式第四

取消第	号	公 用 令 書					
		氏 名 住 所					
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
		第81条第2項 第81条第3項 第81条第4項 第82条 第183条にお 第183条にお 第183条にお 第183条にお					
(取り消した処分の内容)		いて準用する第81条第2項 いて準用する第81条第3項 いて準用する第81条第4項 いて準用する第82条					
		の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)に係る					
		処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令					
		第16条 第52条において準用する第16条					
		の規定により、これを交付する。					
		年 月 日					
		処分権者 氏 名 印					

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

4 武力攻撃災害の最小化

4-1 被災情報の報告様式

火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官
最終改正 平成29年 2月 消防応第11号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) (1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告すること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館、国指定重要文化財の火災
- d 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- e 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあるもの

ったもの

- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11 年法律第156 号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害等による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16 年法律第112 号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウ(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別
火災の種別の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。
- (4) 災害対策本部等の設置状況
当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。
- (5) その他参考事項
次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。
 - ア 死者3人以上生じた火災
 - (ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
 - a 建物等の用途、構造及び環境
 - b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
 - (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況
 - イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災
 - (ア) 発見及び通報の状況
 - (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (エ) り災者の避難保護の状況
 - (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
 - ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
※必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
 - エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

- (1) 事故名（表頭）及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名
「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
(例)
・自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合
ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

- (1) 事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等
ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式－その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

- (ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。
- (エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。
- また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。
- (3) 第4号様式—その2（被害状況即報）
- ア 各被害欄
- 原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。
- イ 災害対策本部等の設置状況
- 当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- ウ 災害救助法適用市町村名
- 市町村毎に、適用日時を記入すること。
- エ 災害の概況
- 災害の概況欄には次の事項を記入すること。
- (ア) 災害の発生場所
被害を生じた市町村名又は地域名
- (イ) 災害の発生日時
被害を生じた日時又は期間
- (ウ) 災害の種類、概況
台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等
- オ 応急対策の状況
- 消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。
- また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積	m ²		
	階層		延べ面積	m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()					
施設の概要		危険物施設の 区 分				
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			重症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
				消 防 本 部 (署)	台 人	
				消 防 団	台 人	
				消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人	
				海 上 保 安 庁	人	
警戒区域の設定 月 日 時 分			自 衛 隊	人		
使用停止命令 月 日 時 分			そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷	人	半壊			棟	床下浸水		棟	
							一部破損			棟	未分類		棟	
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式 (その1) 別紙

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

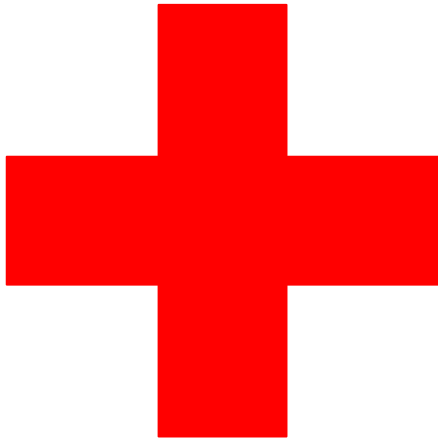
市町村名	避難指示 (緊急)		避難勧告		避難準備・高齢者等避難開始		発令日時	
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	対象世帯数(※)	対象人数(※)	対象世帯数(※)	対象人数(※)	発令日時	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

5 赤十字標章等・特殊標章等

5-1 特殊標章及び身分証明書

① 赤十字標章



- 我が国関係者は、すべて白地に赤十字の標章を使用する。
- 白地に赤十字は、状況に応じて適当な大きさとする。
- 赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK 値：C-0、M-100、Y-100、K-0、RGB 値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げない。

(表)

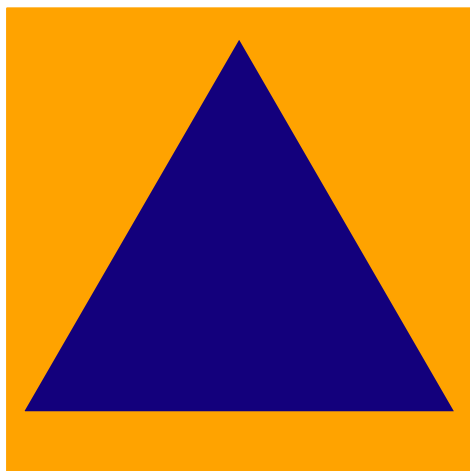
	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
自衛隊の衛生要因等以外の 常時の 医療関係者用 for PERMANENT civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議案書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts in his capacity as _____ _____		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

(裏)

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information 血液型/Blood type _____		
所持者の写真/PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

備考 (日本工業規格A7・横74mm・縦105mm)

② 特殊標章



- 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすもの
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと
- 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする
- 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK 値：C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB 値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK 値：C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB 値：#0000FF）を目安とする
ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げない

(表)

	<p>(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</p>	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護に係る職務を行う者用 for civil defence personnel</p>		
<p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p>		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議案書 I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts in his capacity as</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No of card _____</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p>		
<p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>		

(裏)

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information</p> <p>血液型/Blood type _____</p>		
<p>所持者の写真/PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印章/Stamp</p>	<p>所持者の署名/Signature of holder</p>	

備考（日本工業規格A7・横74mm・縦105mm）

6 その他

6－1 立川市国民保護協議会条例

① 立川市国民保護協議会条例

立川市国民保護協議会条例

平成20年 3月27日
条例第85号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、立川市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

② 立川市国民保護協議会委員

会 長 立川市長

機 関	委 員 区 分	委員数	委 員 職 名
指定地方行政機関	指定地方行政機関の職員（法第40条第4項第1号）	1	関東財務局東京財務事務所立川出張所長
自衛隊	自衛隊に所属する者（法第40条第4項第2号）	1	陸上自衛隊第一後方支援連隊第2整備大隊長
東京都	当該市町村の属する都道府県の職員(法第40条第4項第3号)	4	東京都多摩立川保健所企画調整課長 東京都北多摩北部建設事務所長 東京都水道局多摩改革推進本部立川給水管理事務所長 警視庁立川警察署長
副市長	当該市町村の副市町村長（法第40条第4項第4号）	2	副市長 副市長
教育長	当該市町村の教育長（法第40条第4項第5号）	1	教育長
消防長	消防長又はその指名する消防吏員（法第40条第4項第5号）	3	東京消防庁第八消防方面本部長 立川消防署長 立川市消防団長
立川市	当該市町村の職員（法第40条第4項第6号）	13	総合政策部長 行政管理部長 財務部長 市民生活部長 産業文化スポーツ部長 子ども家庭部長 福祉保健部長 まちづくり部長 環境下水道部長 公営競技事業部長 会計管理者 教育部長 議会事務局長
指定公共機関	指定公共機関の職員（法第40条第4項第7号）	8	独立行政法人 国立病院機構災害医療センター院長 日本郵便(株) 立川郵便局長 東日本旅客鉄道(株) 立川駅長 日本通運(株) 多摩支店長 ㈱NTT東日本東京事業部 東京西支店長 東京電力パワーグリッド(株) 立川支社長 東京ガス(株) 多摩支店長 西武鉄道(株) 小川駅管区長
指定地方公共機関	指定地方公共機関の職員（法第40条第4項第7号）	1	多摩都市モノレール(株) 安全管理推進室長
学識経験者	知識又は経験を有する者（法第40条第4項第8号）	6	立川市三師会災害医療センター長(医師会) 立川市三師会災害医療センター副センター長(歯科医師会) 立川市三師会災害医療センター(薬剤師会) 立川市自治会連合会会長 立川バス(株) 運輸部旅客サービス課長 立川女性防火の会会長

(法: 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)